

様式第4号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和 8年 4月 / 日

みどり市議会議員
杉山 英行 様

みどり市議会議員 中 村 正 義

令和7年度政務活動費収支報告書について

みどり市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度政務活動費収支報告書

みどり市議会議員 中村 正義

1 収 入

政務活動費 240,000 円

2 支 出 266,850 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	176,740	令和7年10月27日～29日 岩手県紫波町・宮城県仙台市視察 102,114 円 令和7年12月25日～27日 愛知県高浜市・半田市視察 74,626 円
研修費		
広報費		
広聴費	40,110	燃料費 133,700 円×30%=40,110 円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	50,000	図書・資料購入代 50,000 円
人件費		
事務所費		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目一つにチェックを入れる	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	令和7年10月27日(月)～29日(水)岩手県紫波町、宮城県仙台市視察 1. 運賃及び宿泊費セット料金 65,228 円 2. レンタカー燃料代 2,495 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 277 円 3. 視察先高速代 1,840 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 204 円 4. オガール視察料 54,000 円 ÷ 9 人 = 6,000 円 5. セミナー受講料 270,000 円 (2 日間) ÷ 9 人 = 30,000 円 6. 受講料送金手数料 1,430 円 ÷ 9 人 = 159 円 7. 視察先手土産代 (送料含む) 2,220 円 ÷ 9 人 = 246 円 合計 102,114 円
※ 領収書は別紙のとおり	

※領収書は重ならないように貼付する。
※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年10月05日

中村 正義 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥15,550*

ご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/10/05	現金		15,550
	入金計		15,550

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年09月04日

中村 正義 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥49,678*

出張にかかわるご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/09/04	現金		49,678
	入金計		49,678

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース

盛岡駅南口店

盛岡市盛岡駅前通3-40

発行年月日: 令和 7年10月27日

貸渡N: 7735173

電話番号019-622-0100

(税込)

借受人 名称 柴崎訓佳 様
住所

<お貸しする車両>

貸渡車両 / AHEV(-2112) 燃料 ガソリン

登録N: 岩手 501わ2999

料金クラス W2-K

車両クラス W2-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	10月27日18時00分	10月27日17時57分	135,246
発	10月27日11時00分	10月27日11時00分	135,163
利用分	0日 7時間00分	0日 6時間57分	83

料金種別 その他 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1

乗車人数 0名

返却営業店舗 盛岡駅南口店 019-622-0100 返却府県 県内

運転者氏名 柴崎 訓佳 様

項目	予定料金	精算料金
基本料金	13,090	13,090
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	13,090	13,090
免責補償料	1,100	1,100
特別装備料	0	0
添付品料金	550	550
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		1,096
引取配車料	0	0
ご利用額	14,740	15,836
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額	14,740	15,836

予約金	0	0
船乗車券	14,740	14,740
当日預り金	0	0
預り金合計	14,740	14,740
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	1,096

株式会社 トヨタレンタリース岩手
登録番号: T3400001001169

今回ご利用額 1,096円
10%対象 1,096円 内消費税 99円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	1,096
この請求書内額	
支払	
金額	
記	

領収書

領収書N: 0056247

令和 7年10月27日

柴崎訓佳

様

Receipt

領収金額 1,096 円

(税抜金額 997 円)

現金・小切手 1,096 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 盛岡駅南口店
住所 盛岡市盛岡駅前通3-40
電話番号 019-622-0100

株式会社トヨタ

岩手

本社 岩手県盛岡市

収入印紙

扱者印

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース

盛岡駅南口店
盛岡市盛岡駅前通3-40

柴崎訓佳 様

RA610R
発行年月日: 令和 7年10月27日
貸渡No.: 7735140

番号019-622-0100

(税込)

項目	予定料金	精算料金
基本料金	13,090	13,090
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	13,090	13,090
免責補償料	1,100	1,100
特別装備料	0	0
添付品料金	550	550
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		1,399
引取配車料	0	0
ご利用額	14,740	16,139
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	14,740	16,139

する車両>

77(-2112) 燃料 ガソリン
台手 501わ3070

ス W2-K 車両クラス W2-K

内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
10月27日18時00分	10月27日17時55分	122,449
10月27日11時00分	10月27日11時00分	122,365
日 7時間00分	0日 6時間55分	84
その他	料金割引率	0%

安心Wプラン

1

乗車人数 0名

店舗 盛岡駅南口店 019-622-0100 返却府県 県内

柴崎 訓佳 様

予約金	0	0
船乗車券	14,740	14,740
当日預り金	0	0
預り金合計	14,740	14,740
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	1,399

株式会社 トヨタレンタリース岩手
登録番号: T3400001001169

今回ご利用額 1,399円
10%対象 1,399円 内消費税 127円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	1,399
ご請求金額内訳	

領 収 書

領収書No. 0056246
令和 7年10月27日

柴崎訓佳

様

Receipt

領収金額 1,399 円

(税抜金額 1,272円)

現金・小切手 1,399 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 盛岡駅南口店
住 所 盛岡市盛岡駅前通3-40
電話番号 019-622-0100

株式会社トヨタレンタリース岩手

本社 岩手県盛岡市

収入印紙

扱者印

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 紫波

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年10月27日13時30分
車種 普通

通行料金 ￥920-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 滝沢

ETCなら小銭不要。

便利なETCをぜひご利用ください。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号209-00131308-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 紫波

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年10月27日13時29分
車種 普通

通行料金 ￥920-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 滝沢

ETCなら小銭不要。

便利なETCをぜひご利用ください。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号209-00121308-00

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。

群馬銀行

●お取引種別 ●取扱店 ●機番 ●お取扱日
振込 141 54 07-11-04
●お取引銀行(会社) ●お取引店 ●口座番号

●お取扱枚数 05010000000000000000

●振込番号 ●処理番号 ●お取引金額
0027 0028 ￥54,000

●手数料 ●残高(一がある場合は、お振入残高を抜きます)
¥770

●おつり ●説明コード ●ページ ●取引時刻
¥230 09:18

●ご案内
みずほ銀行
松江支店

受取人名アス"カリク"チ(カ)ONE T

ERASU

様

依頼人名ツハ"サ"キノリヨウ

様

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。

群馬銀行

●お取引種別 ●取扱店 ●機番 ●お取扱日
支払 141 70 07-09-03

●お取引銀行(会社) ●お取引店 ●口座番号

0128 141 1 0860***

●お取扱枚数 ****

●振込番号 ●処理番号 ●お取引金額
0594 0595 ￥270,000

●手数料 ●残高(一がある場合は、お振入残高を抜きます)
¥660 ***

●おつり ●説明コード ●ページ ●取引時刻
19:04

●ご案内
住信SBIネット銀行
法人第一支店

受取人名カ)エイチスリーオー

様

依頼人名タカサキ" ヒロコ

様

大間々青柳

0001-0004

会計日:2025/10/26

領 収 書

みどり市議会
紫崎訓佳 様

領収金額

¥2,220-

(8%軽減対象

¥2,220)

(内消費税等

¥164)

上記正に領収いたしました

但 御菓子代

として

大間々青柳

群馬県みどり市

大間々町大間々150

TEL:0277-72-1478

登録番号:T1810313000000

担当者:

領収書No:000120251026155322733

RECIPT領収書発行

柴崎 訓佳

様

発行日：2025年11月13日 (木) 11:00
視察日：2025年10月27日 (月) 15:00
合計金額：54,000円(税込)

〒684-0211
島根県隠岐郡西ノ島町浦郷544-3
株式会社ONE TERAS
代表取締役社長 小笠原 怜

視察情報

視察内容 岩手県紫波町オガールプロジェクトの変遷を学ぶ視察研修「オガール標準コース」
視察人数 1 団体
プラン単価 54,000円

支払い情報

支払い方法

請求書払い

視察合計 54,000円

オプション 0円

合計金額 54,000円(税込)

領 収 証

2025 年 10 月 28 日

中村正義

様



¥30,000

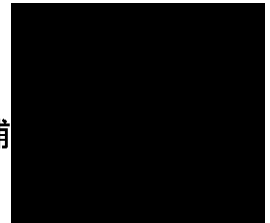
但 2025年10月28日(火)13時半～江上講師【仙台】めざすべき地方議会のあるべき姿
2025年10月29日(水)10時～江上講師【仙台】質問・質疑の本質とは
研修会受講代として
上 記 正 に 領 収 いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区浦

TEL 050-1089-9835



(様式1)

研修・視察報告書

令和8年3月6日

みどり市議会議長
杉山 英行 様

みどり市議会議員 中村 正義

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和7年10月27日(月) ～ 29日(水)
研修・視察先 及び所在地	令和7年10月27日(月) 岩手県紫波郡紫波町 令和7年10月28日(火)～29日(水) 宮城県仙台市
参加者氏名	宮崎武、古田島和茂、柴崎訓佳、須藤日米代、深澤輝彦、中村正義、 松井篤、高草木弘子、塩野央弥
目的	1. 岩手県紫波郡紫波町(オガールプロジェクト) 駅前の町有地を活用し、町の課題を行政と民間、市民と協働で解決 する公民連携によるまちづくりを視察。 2. 宮城県仙台市 新人議員からベテラン議員まで議員として「原点」を問い直す研修 として、元福岡県福津市議会議員の講義を受講する。講師の江上隆 行先生は、国会議員秘書や民間会社を経て市議会議員となり、4期 16年勤めた中で、議長、全国市議会議長会地方財政委員長等歴任 し、現在、全国市町村国際文化研修所所属の講師となる。目指すべ き地方議会のあるべき姿や一般質問等経験値から学び、不測の事 態等の対応など学ぶ。
概要	別紙のとおり
成果・所感	波町のオガールプロジェクトでは、駅前の町有地を活用し、行政・民間・住民 が連携した公民連携によるまちづくりが実践されていた。行政がすべてを担うの ではなく、民間の知恵や資金、経営感覚を取り入れることで、持続可能なまちづくりを 実現している点が非常に印象的であった。また、単なる施設整備ではなく、地域の雇用 創出や賑わいの創出につながっていることから、公共施設整備の在り方について新 たな視点を得ることができた。 仙台市で受講した江上隆行先生の講義では、議員としての原点や議会の果た すべき役割について改めて考える機会となった。議員は住民の代表として行政を監 視するだけでなく、地域課題を発見し、解決に向けて提案していく責任があることを 再認識した。また、一般質問の意義や議会活動のあり方について、実体験に基づい た具体的な話を伺うことができ、大変参考になった。 今回の視察及び研修で得た知見を、今後の議会活動に生かし、地域課題の解決と市 民福祉の向上に努めていきたい。



令和 7 年度会派行政視察研修についてご報告いたします。
視察調査期日は、令和 7 年 10 月 27 日から 29 日まで。調査団は、
公明クラブ 1 名、新政クラブ 3 名、広和クラブ 5 名で岩手県紫波町、
宮城県仙台市にて調査を行った。

◎一日目 令和 7 年 10 月 27 日(月)

1. 盛岡市営道の駅「もりおか渋民」視察

場所：岩手県盛岡市渋民字渋民 80-42 国道 4 号沿い

盛岡市渋民に整備された同市初の道の駅「もりおか渋民」(愛称・たみっと)が令和 7 年 4 月 26 日、構想開始から約 30 年を経て開業。岩手県で 38 番目の道の駅。地元産の木材を利用した木造 6 棟から成り、石川啄木の短歌をコンセプトにした配色としている。産直物販売や盛岡サーモンなど地元の食材を使ったレストランのほか、多目的ホールも設けられ、地域の賑わいや活性化の拠点としての役割も期待されている。道の駅整備は、旧玉山村時代の 1994 年度に構想が浮上し、2006 年に盛岡市と合併した後も国土交通省と共同で進められてきた。完成した道の駅は、西に岩手山、東に姫神山を望む好立地で、敷地面積は 35,225 m² 大小 6 棟の建物は柱や床に盛岡市産木材が使われ、約 100 事業者が出品する産直やレストラン、雑貨店、学習塾などが入る。国道沿いにあり、車両 110 台分の駐車場とトイレ、休憩エリアなどが入棟は 24 時間利用できる。総事業費は 22 億 8200 万円。

コンセプト：つどう、つながる、つむぎあう

地域の拠点として、もの・ひとが「つどい」、「つながり」、未来に続く、こと・もの・ひとを「つむぎあう」場所を目指して

2. ワンズマンスポーツベース紫波の視察

所在地：岩手県紫波郡紫波町桜町字川原 100

名称：紫波町スポーツ交流施設(愛称：ワンズマンスポーツベース紫波)

名称由来：「ワンズマンスポーツベース紫波」は、株式会社ワンズマンが提案した愛称で、町の「スポーツを通じた地域交流促進」という事業趣旨に賛同し、地域貢献の一環として広くスポーツアスリートが利用でき町民に親しまれる施設を目指して考案された。株式会社ワイズマンと紫波町は 5 年間のネーミングライツ契約を締結している。

延床面積：1,027.25 m²

建物構造：木造2階建

供用開始：令和7年4月7日

ワズマンスポーツベース紫波は、老朽化により利用制限がかかっていたメインスタンドを撤去し、新たにトレーニングルーム、トイレ、会議室などを設置することで、紫波運動公園の利便性向上を図った。また、いわてグルージャ盛岡のクラブハウス機能を備えることで、競技力の向上も目指している。本施設は、いわてグルージャ盛岡を運営する株式会社いわてアスリートクラブと締結した「スポーツを通じた地域交流促進のためのクラブハウス整備事業に関する連携協定」に基づき、企業版ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングで寄附を募り、合わせて内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して整備された。また、工期短縮とコスト削減を目的に、メインスタンドの解体から施設の設計・建設までを一括発注するDB方式を採用した。整備事業者の選定は、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定し、民間事業者の知見を活かした施設整備を実現した。

開館時間 午前9時から午後9時まで(12月28日から翌年の1月3日を除く)

使用料金 無料：1階／エントランス、ロッカールーム

2階／テラス

有料：1階／トレーニングルーム、シャワールーム

2階／ミーティングルーム

トレーニングルーム 2時間利用 高校生 160円、一般 330円

月間利用 1,300円、2,600円

年間利用 9,400円、18,800円

ミーティングルーム(定員40人程度)

1時間利用 1回440円

シャワールーム 1回利用 100円／一人

3. 岩手県紫波郡紫波町視察

◎町の概要と「オガールプロジェクト」について

(1)町の概要

岩手県紫波町は、昭和30年(1955年)に1町8カ村が合併し誕生した。岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と宮澤賢治で有名な花巻市の間に位置し、北上川が中央に流れ、東は北上高地、西は奥羽山脈までの総面積238.98km²の町である。令和7年9月末の人口は、32,483人、世帯数は、13,181世帯である。令和4年度の財政力指数は、0.46 経常収支比率は、92.6である。議員定数は、18人。令和7年度歳入歳出予算額は、約171億である。紫波中

中央駅前の住宅地の地価は、今年も上昇(100.8%増)、基準地価 47,000 円(R6/9/17 現在・cf. 前年 46,600 円)。町の中央部は、国道 4 号線沿いの住宅地を除くと、平地に農地が広がり、全国有数の生産量を誇るもち米、生産量県内 1 位のソバや麦、そして各野菜が作られている。東部ではりんごやぶどう、西部では西洋梨などのフルーツ栽培も盛んである。

《特徴》

- ・果樹生産地であり、全国屈指のもち米の産地
- ・10 か所の産直があり、都市と農村の交流拠点
- ・南部杜氏の発祥の地であり、4 つの造り酒屋がある
- ・銭形平次捕り物控の著者、野村胡堂の生誕の地
- ・「循環型まちづくり」で環境と福祉の町づくりに取り組んでいる

(2) オガールプロジェクトについて

(心豊かに成長するオガール～都市と農村の暮らしを愉しみ、環境や景観に配慮したまちづくり～)

オガールプロジェクトは、J R 東北本線紫波中央駅のすぐ前の町有地 10.7ha を活用し、町の課題を行政と民間、市民との協働で解決する公民連携によるまちづくりである。全域に水田が広がり、果樹園や野菜畑が多くみられる紫波町では、農家の皆さんが安全安心な農産物を生産し、基幹産業である農業を守っている。中央部は、交通の利便性が高いことから、都市化が進んでおり、町の持つ農村的要素と都市的要素を生かし、「循環型まちづくり」を根底として、心豊かに暮らし、個性的に成長できる地域を目指している。町は、平成 12 年に「新世紀未来宣言」を発して以来、森林資源の循環として、木造公共施設の建設や木質ペレットボイラーの導入を推進してきた。オガール地区では、官民複合施設「オガールプラザ」と民間施設「オガールベース」が県産木材で建設され、役場新庁舎には町産のカラマツやスギがふんだんに使用されている。「オガールタウン日詰二十一区」では、町が直接、宅地を分譲し、この宅地では指定事業者が、構造材の 80%以上に町産木材を活用し、高気密・高断熱の紫波型エコハウスを建築している。

(3) オガール紫波株式会社

オガールプロジェクトのオガールとは

【成長】を意味する紫波の方言【おがる】+【駅】を意味するフランス語【Gare】(ガール)→2 つの言葉を組み合わせた造語

紫波中央駅を「紫波の未来を創造する出発駅」とする決意と、このエリアを出発点として紫波が持続的に成長していく願いを込めた＝紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)

- ・会社名 オガール紫波株式会社
- ・創立年月日 平成 21 年 6 月 1 日
- ・資本金 3,900 千円(設立時) 現在 10,000 千円
- ・組織 社員数 8 名(管理課 2 名、マルシェ課 5 名、レストラン課 1 名の 3 課制採用)
- ・出資者と比率

設立時 紫波町 100% 78 株

現在 紫波町 39% 78 株、(株)紫波まちづくり企画 24 株、岩手中央農業共同組合 20 株、(株)テレビ岩手 20 株、(株)岩手畜産流通センター 20 株、(株)東北銀行 10 株、(株)北日本銀行 10 株、盛岡信用金庫 10 株、佐々木廣 4 株、岡崎正信 4 株
計 200 株

- ・目的：官と民が連携をするためのエージェントの役割を担うこと。

社業を通じて町の一層の発展と町民の幸せを目指すこと。

※パブリックマインドを持った民間会社

- ・主な事業内容 1)紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)の推進、調整
2)不動産開発 3)企画管理運営 4)産直「紫波マルシェ」管理運営

(平成 24 年 6 月～)

- 5)オガールインレストラン運営(平成 24 年 7 月～)

(4)オガール地区の施設

○紫波町庁舎

築 50 年が経過し、老朽化した役場庁舎の移転新築事業、新庁舎の整備にあたっては P F I 法に基づく B T O 方式として、設計・建設。維持管理(15 年間)を紫波シティホール株式会社を受託した事業。構造躯体へは 100%町産木材を活用した、1 時間準耐火構造の燃えしる設計により構造躯体をあらわし、内部の木質化にも取り組んでいる。地域木材を活用することでの運送コストの削減、方杖付きラーメン構造とすることでの梁サイズのグランサイジングにより、コスト削減を図る。

- ・オープン：平成 27 年 5 月 7 日

- ・事業主体：紫波シティホール(株)
- ・延床面積：6,650.43 m²
- ・事業手法：P F I (B T O 方式)
- ・事業費：33.8 億円(契約額)
- ・管理運営：平成 42 年まで 1 億 2,200 万円
- ・特徴：①木造 3 階建て(国内最大級の木造庁舎)②地域熱供給による冷暖房システム
③トイレ洗浄水の雨水利用、太陽光発電等

○オガール広場(H25.5 完成)・オガール公園(H26.7 完成)

紫波中央駅からまっすぐ西に延びる緑の芝生「オガール広場」と築山で構成される

「オガール大通公園」は、子どもたちが駆け回る豊かな公共空間である。グループでのバーベキューや各種イベントにも利用される。

○エネルギーステーション(H26.6 事業開始)

紫波グリーンエネルギー(株)が、町産木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを主な熱源として、役場庁舎、オガールベース、オガールタウンに冷暖房・給湯用の熱を供給している。

○岩手県フットボールセンター(H23.4 開場)

岩手県フットボールセンターは、世界水準のロングパイル人工芝を備えた、日本サッカー協会公認グラウンドで(公社)岩手県サッカー協会が運営している。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとして、県内外から多くの利用者が訪れている。

○紫波型エコハウスサポートセンター

オガール内の「紫波型エコハウスサポートセンター」は、モデルハウスとして公開されており、自由に見学できる。新築・増改築を検討されている人が、エコハウスの快適さを体感することができる。

○オガールベース(H26.7 オープン)

オガールベースは、57 室のビジネスホテルとバレーボール専用体育館のほか、コンビニエンスストアや飲食店、文具店など入っている民間施設である。体育館を活用した合宿やスポーツアカデミー事業も展開している。

○紫波マルシェ

産直「紫波マルシェ」では、291 人の会員の皆さんが毎日、新鮮な農産物や加工品を出荷している。精肉、鮮魚もそろっており、近隣市町村からも多くの人が買い物に訪れる。

○紫波町情報交流館

図書館と交流館から成る紫波町情報交流館は、オガールプラザ中央棟にあり、図書館はビジネス支援を主眼に、農業やまちづくりに関するコーナーを設置し図書を充実させている。交流館は、スタジオを利用した趣味のサークルや講座の開催といった市民活動、市民が自主開催する講演会や映画会など賑わっている。オガールプラザには、カフェや医院、産直、学習塾なども入っている。

○子育て支援センター「しあわせ」

子育て支援センター「しあわせ」は、未就学児とその家族で利用できる「子育て支援センター」と未就学児を預かる「一時保育」、おおむね小学校1年生から4年生を預かる「日詰こどもの家」で構成されており、広々としたスペースは利用者でいつも賑わっている。

☆令和6年度オガールプロジェクトの実績

・サシビレッジ紫波	利用者数	5.1万人(107.2%)
・岩手県フットボールセンター		3.6万人(73.6%)
		※人工芝張替え工事のため
・紫波町情報交流館		32.8万人(104.9%)
うち、紫波町図書館		16.5万人(100.0%)
・子育て応援センターしわっせ		1.8万人(101.2%)
・紫波マルシェ		38.9万人(100.3%)

売上金額 1億6,828万円

令和 7 年 10 月 28 日(火)～29 日 (水)

2025 年 10 月 28～29 日

講 師：(一社)地方議員研究会

江上 隆行

プロフィール

昭和 24 年生まれ。福岡大学経済学部卒。自由民主党本部勤務、参議院議員秘書、(株)富士ピー・エス勤務を経て、(株)エムラップ取締役社長を歴任後、2006 年福津市議会議員初当選、2023 年退任まで 4 期 16 年務めた。その間、議会運営委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長などを歴任。2019 年福津市議会議員就任後は全国市議会議員地方財政委員長、九州市議会議員会理事、宗像地区事務組合議会議員、中部 11 市議会議員会会長などを歴任。また、2009 年から 2 年にわたり、福岡大学法科大学院長から外部講師の委嘱を受け、地方自治法授業の一環として、「地方議会の現状と課題」で講義を行った。全国市町村国際文化研修所(JIAM)において、「新人議員のための地方自治の基本」のテーマで開催された研修において、講師陣の一翼を担った。

◎議会がめざすべき議会の姿

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

① 議会と行政は「車の両輪」だろうか？

二元代表制のもと、議員は行政をチェックし、政策を提言し、条例を制定することが重要な役割である。

つまり、議会が首長の独善・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、また、住民の福祉をより一層向上させる「アクセス」となって機能することが求められている。

② 議員は全体の奉仕者としての言動を

日本国憲法 15 条 2 項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」また、地方公務員法 30 条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められている。

地方公務員法上、地方議会の議員は非常勤特別職の公務員という位置づけであり、「全体の奉仕者」として、矜持をもった言動を心がけなければならない。

③ 議会が採択した請願の実現努力を

日本国憲法で定める「請願権」は、国民が国や地方公共団体に対して、様々な要望

を提出できる権利であり、16条に定めがある。

④ 地方自治法に基づく意見書の提出について

地方自治法 99 条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」という規定に基づき、地方議会において、提出された意見書の審議を行っている。ただ、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」と規定されているにも関わらず、当該団体の公益とは解釈できないような、国の外交問題に関する意見書の提出要件を満たしていれば、議長は受理する義務がある。ただ、議長が受理する義務があるといえども、外交問題に関する意見書の取扱いについての問題提起を行う。

問題点：私は質問者に質疑をしたがのだが、福津市では3回まで。あなたの自治体は、質疑のルールはあ何回までか？そのルールはどこに規定されているか、ご存じか。意見書はどのように取り扱われるか？多数決？全会一致？

⑤ 議会の調査権とは

調査権は議会と委員会にだけあり、議員個人にはない。また、議会では百条調査、委員会では所管事務調査や閉会中の継続調査事件に基づき調査ができる。

⑥ 議会が議決した意思を尊重しよう

例えばの話だが、個々の議員が住民対象の「議会報告会」などを開催して、定例会の議案の議決状況の報告を行う場合、議会で決まった事実を報告することが求められる。もし、議員個人の表決、例えば「私は〇〇議案に反対しました」という事で、反対した理由だけを報告すれば、住民が誤解する事になる。

☆実際にあった裏話～100条委員会報告書議決後の全員協議会での耳を疑う発言～

令和3年2月15日の臨時会において、100条委員会、「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会の報告書が可決された。しかし、後日、開かれた全員協議会において、議会の議決を尊重しない発言が飛び出した。果たして、その発言内容はとは？

- ・予備費をつかっていた
- ・市長の決裁文書
- ・議員としての発言と市民の話

◎議会は重い。制度を理解してから発言しよう

⑦ 決算審議における付帯決議で議会の意思を明確に

決算を認定して付帯決議を付けないと、議会としての意思が住民には理解できない。決算審査・審議を予算審査・審議と同じく重視し、審査の成果を付帯決議で明確にする。例えば、

「この政策はもっとやるべきである」「決算結果を見て、足りない予算」などについて、付帯決議で明らかにする。

問題点：～市議会議員選挙時の公費負担金不正請求は～

通称「ポスター問題」と称された問題の結末は。

- ・公費条例は自治体により様々である。皆さんの街は？
- ・議会基本条例の制定の前に規則や委員会条例の活用を
- ・辞職勧告決議への賛否
- ・議員の賛否の大事さ

⑧議会機能を使いこなそう

委員会における重要議案の審査では、参考人制度を活用し外部の意見を聴く。また、議案審査時、必要に応じて、委員派遣により現地を見る事が大切である。そして、所管事務調査、継続調査事件の位置づけなど、議会が持っている機能を使いこなせる議会力をさらに身につけることができれば、審議がさらに深まるものと信じる。

- ・委員長ってどうやって決めているか？

⑨議会力の強化を図るための一方法

今回は一点に絞って提言したい。それは、常任委員会の委員を長く務めることである。例えば、議員 1 期目 4 年、次も当選したら、再度 4 年、同じ委員会に所属すれば、委員会が所管する分野の専門家になれると考える。このことで執行機関と丁々発止の政策論議が展開されるようになるのではないかという問題意識を抱き続けている。

⑩自治体の内部機能である議会から住民へ発信を

議員が一般質問などで政策提言したことを首長がその提言を取り入れても、首長が「この政策は議員が一般質問で提言したことに基づき実施しています」とは述べない。そこで、議員が提言したことで、市政に取り入れた政策内容について、議長(議会事務局長)が、市長(総務部長)に要請して、それを列記した資料の提出を求め、議会のホームページや議会だよりなどに掲載すれば、住民が議会の働きを理解することに繋がり、住民から「近くて近い議会」へ一歩近づくであろう。

⑪議会基本条例で規定されている「反問権」へ一言

地方自治法において「反問権」の規定はなく、議会制度上、執行機関側が議員をやり込めるようなケースが出てくることは想定されていない。また、地方自治法第 121 条では、「普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者

は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定されている。議会の審議に必要な説明のために出席している、首長はじめ執行機関側が、「なぜ、反問することができるのか？」というのが、私の違和感である。

「反問権」という言葉を聞くたびに、私の素朴な問題意識が顔を出す。

☆～言論の危機!議会広報調査特別委員会への公開質問状～

なぜ、私が公開質問状を提出するに至ったのか。

・議員たるもの

根拠を聞くこと

行動すること

勉強をして自信をもって闘うこと

令和7年10月29日(水)

はじめに

～議員就任後初の一般質問～

私が提出した、一般質問通告書に対して、二人の職員から違和感を覚える発言

収入未済額について

不能欠損の仕組み

質問したいことを職員から止められた時にどうしたらいいのか

①「一般質問」とは何か

一般質問では、議員は特に首長の答弁を聴きたいのである。また、政治的に重要な問題であればあるほど、市長に答弁を求めるのが二代表制の原則である。

議員には答弁者を指名する権限はないが、一般質問は市政全般(全事務事業)および市政の基本的な事を問うのが趣旨なので、行政の責任者であり、政治的責任者である市長に、例えば、議員が政策提言した事について、「やるのか、やらないのか」などを質問するのが基本である。

②私は何をめざして、「一般質問」を行ってきたか

地方自治法において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」と規定されている。そこで、地方自治体が「住民福祉の増進」を図るためには、家庭は家計が基本であるように、自治体も財政が基本であるという考えに基づき、長年にわたり、市長始め執行機関と財政論議を行ってきた。当選後最初の一般質問では「市長の税に対する基本的認識を問う」を通告し、市長との政策論議に臨んだ。というのは、二つの町が合併して誕生した福津市では合併算定替や合併特例債など国の支援が10年間措置された。この措置は、市の行財政基盤の強化と行政の効率化を目的としたものである。一般質問ではこの目的が果たされているか等の答弁を求めて、主に市の財政状況の推移、諸事業の現状と課題、諸計

画の進捗状況、市の方向性などを質問してきた。

③私の「一般質問」の作り方

市の重要課題など当面質問したい事項を多くピックアップする。また、質問の優先順位も決めておくが、新たな問題が発生した場合は、最優先に取り上げる。そして、次の定例会で行う質問事項が決まったら、次に「質問の狙い」を決め、質問の狙いに基づき、市長から「どういう答弁を引き出したいのか」を想定する。次に答弁を引き出すため、できる限り多くの質問案を作る。なお、福津市議会の一般質問は発言者の30分の持ち時間制を採用しているので、多くの質問案の中から持ち時間内で質問するための優先順位を決める。また、当日の市長答弁を聴いたのちの質問時間などを想定して、時間に余裕のあるタイムスケジュールに基づき、質問案を作ってきた。なお、質問は議員自らの意見、提言を述べることができるので、長い発言も行ったこともあるが、「質問時間は短く」をモットーを基本とした。

④一般質問の準備と質問に関する調査の方法

まず、年間に行う一般質問事項の準備をする。定例会が閉会した翌日から、次の定例会で行う質問事項の準備に入り、質問事項と質問要旨の概要を決める。ただし、「一般質問」の作り方のところで述べたが、新たな問題が発生した場合は最優先に取り上げる。

また、質問に関する調査方法は、質問事項が国の政策と関連することであれば、総務省を始め諸官庁の所管部署に電話で問い合わせる。また、近隣の先進自治体は訪ね、遠方の自治体は電話で指導、助言を仰ぐ。そして、自治専門の新聞に目を通したり、市町村職員OBの学生時代の友人に見解を求める。とにかく、質問事項の事実調査、つまり裏付けをきちんと取って、一般質問に臨むことを肝に銘じていた。

なぜなら、政策論議の相手は行政のプロだからである。そして、一般質問の準備に費やす時間を計測したことはないが、ザックリではあるが、一定例会における一般質問の準備にかかる時間は、優に100時間は超えていたと思う。

ところで、住民から選ばれ就任した議員は、基本的には素人には素人であるが、今や行政が複雑化しているので、研鑽を重ね、見識を高めなければ、丁々発止の政策議論ができないし、住民に役立つ議員にはなれないと思う。なお、私が住民に役立つ議員であったかどうかの評価は自らできないので、その評価は住民に委ね、議員を引退した次第である。

質問のために気を付けること

- ・相手は行政のプロ
- ・しっかり準備する
- ・裏付けをとる

⑤一般質問通告書への所管部門職員の質問取り

一般質問通告書は具体的に書くことが求められる。

その記載内容が抽象的であれば、行政職員は、「これはどういう意味でしょうか？」と議員に尋ねるのは構わない。しかし、要件を満たす通告書を提出している議員への質問取りは質問権への介入と思われる。

☆実際にあった裏話

～議会改革研究会における一般質問に関する物語～

同研究会において、座長の私に対するとんでもない発言。

⑥一般質問の具体例と解説

「財政を基本とする市長の市政経営を問う」において、「国が既に廃止している持ち家手当の支給をいつ廃止するのか」を問い、三回にわたる定例会において「持ち家手当を廃止するのかしないのか」を問い続け、三度目の正直で「持ち家手当を廃止するための調整を行う」旨の答弁を引き出し、私の質問の目的が達成された。

なお、質問の狙いは「正すべき事は正さなければ、行政に対する住民の信頼が損なわれる」ことである。要するに「ならぬものはならぬ」の精神で発言するのが、住民から負担を受けた議員の役割であり、また、議員が「怒るべき時に怒らないから、いろいろな問題が起こる」とも考えていたので、是々非々で市長との政策論議に臨んできた次第である。但し、執行機関の良いところをキャッチしたら、一般質問で讃えることも大切である。議員が讃えることで職員は自信を深め、地方公務員で規定されている「職務専念義務」のモチベーションがさらに高まるであろう。

☆実際にあった裏話

財政課長が頭を痛めている？

閑話休題

① 地方議会に与党・野党はあるのか？

② 専決処分に一言

⑥一般質問の具体例と解説

(1) 地方交付税の仕組みについて、地方税収の増加見込額と基準財政収入額の関係とは？

(2) 地方交付税の不交付団体とは？

行政経営の合理化のために議員が指摘するべし

⑦「質問」と「質疑」のルールを守ろう

事例を紹介する。一部事務組合議会議長を務めたことで、某企業団議会の議員に就任し

た。同企業団議会は、福岡都市圏の市議会議員、町議会議員 15 人で構成されている。ところで、令和 4 年 8 月 19 日開会の同議会の本会議において、議長の許可を得て、一回だけできる「議事進行上の発言」を行った。それでは、なぜ？私は発言したのか。それは、ある議員が、まず壇上で自分の意見を含め、長時間にわたり 1 回目の質疑を行った。その後、自席に戻り、1 回目の答弁を受けた。再質疑、再々質疑も自分の意見を述べながらの質疑であった。同議員の約 1 時間にわたる質疑が終了した後、私は挙手をして、議長に「議事進行上の発言」を求め、議長の許可を得て、次の発言を行った。[100 の議会があれば、100 の議会運営があると言われておりますが、只今の議事は、議案に対する質疑でございます。質疑であれば、標準市議会、標準町村議会の各会議規則の発言内容の制限において、「議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されております。また、質疑は議案の疑問点を質す事です。そこで、只今の質疑は当企業団議会の何に基づいて、議事運営を行っておられるのか。私の理解が及んでおりませんので、議事運営上の根拠、そして、議事運営に改善の余地がありますなら、議長に善処して頂くことを求め、発言を終わります。私の発言を受け、議長が「貴重な意見を頂きましたので鋭意、検討したい。」旨を述べた。つまり、私の発言の趣旨は、議会における議員の言論の自由は、最大限保障されなければならないとするのが「発言自由の原則」である。民主的な運営が求められる議会政治は、討論と説得の政治であると言われており、言論を中心に会議が進められる。従って「言論の自由」が最大限尊重されなければならない。ただし、議員の「言論の自由」は絶対的なものではない。一つは、規則等による制約である。標準市議会会議規則第 55 条「発言内容の制限」の第 1 項には「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてならない。」そして、第 3 項には「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されている。スポーツにルールがあるように、議会においても、ルールに基づき、議員は発言しなければならないという事を訴えたかったわけである。今回の質疑は、当該企業団議会の慣例に基づく議事運営であろうから、質疑を行った議員を批判するものではない旨を付け加えた。

なお、令和 4 年 11 月 18 日開会の一部事務組合議会臨時会において、議長任期満了のため、議長を交代したことにより、同企業団議員を退任した。退任後、同企業団議会議長から「議事進行上の発言を頂いたことで、ほぼ会議規則に基づく議事運営へ改めることができました。」という趣旨の報告を受けた。私の「議事進行上の発言」をきちんと受け止めて頂いたことを嬉しく思った次第である。

他面、質疑は議員自らの意見や提言などを述べる事ができる。また、政治は「不」がつく言葉を解消することが大切であると考えている。例えば、住民が思う「不満」「不足」「不利」「不安」などを解消する役割を議員は担っていると思う。ただ、高度経済成長時代とは異なり、現在は相対的に「あれもこれも」を実施できる財政力を備えた自治体は少ないと認識しているので、議員が、無駄と考える事業があれば、一般質問できち

んと提言し、市長の答弁を求めることが大切である。

「議会用語」をきちんと使おう!

⑦ 予算審査と決算審査で押さえておきたいポイント

- ① 毎年6月頃、内閣府設置の「経済財政諮問会議」の議論に基づき、国が発表する、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」これが核である。また、毎年12月上旬に閣議決定される「予算編成の基本方針」についても、同会議で議論されている。そこで、地方自治体の財政に大きく影響を及ぼす「骨太の方針」にずっと目を通し、こういうところに国は力を入れるんだナということを軽くつかんでおく必要がある。
- ② 毎年8月頃、総務省が「総務省所管予算概算要求の概算」を発表し、「地方交付税の要求の考え方」などが発表される。この時点において、「入りを量りて出づるを制す」で、予算編成に向けて「歳入」の見込みを立てる、自治体もあると聞く。
- ③ 各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要なおおまかな予算を要求することを「概算要求」と言う。これは、歳入、歳出、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の見積もりからなり、財政法第17条に基づき、毎年8月末までに財務省へ提出しなくてはならない。
- ④ 毎年、12月末に発表される「地方財政対策」。これは、総務所が国の予算編成作業と並行して「地方財政計画」の策定作業を進め、その過程において、翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源において、翌年度の地方財政全体の収支が均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が「地方財政対策」であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。余談だが、この折衝時の名言がある。名言の主は、小泉政権で財務大臣に就任した「塩じい」こと塩川正十郎氏である。同氏は歳出改革を先導した人で、「母屋でおかゆをすすっているときに、離れですき焼きを食べている」という名言を残している。母屋とは「一般会計」、離れとは「特別会計」を指しており、当時の一般会計予算107兆円に対し、特別会計予算は493兆円であったと認識している。
- ⑤ 「地方財政計画」は内閣が毎年度作成し、毎年2月頃、国会に提出するとともに一般に公表する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額である。以上述べた、国の大きな流れを見ながら、要所をつかむことが大切であり、これを、予算審査で生かして頂きたい。予算などの国の動きは、別世界で起こっているものではなく、大なり小なり、必ず地方公共団体との関係が出てくる。例えば、現在、話題となっている「異次元の少子化対策」などは、必ず自治体の予算にも影響してくる。このようなタイムリーな国の動きも注視することが、

地方議員には求められると思う。

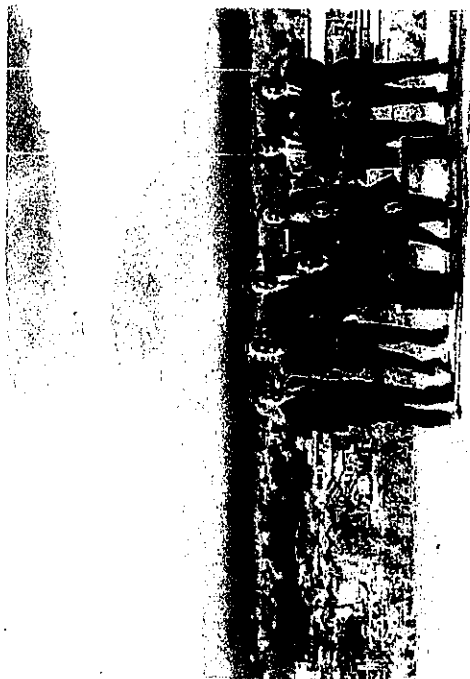
決算審査においては、「当該予算を執行して、どのような効果があったのか」「住民福祉の増進にどれだけ寄与したのか」などの質疑が求められるであろう。また、財政は数字と率を追いかける必要があるわけだから、決算審査の時に提出される「決算報告書」内の普通会計決算カードに基づき、私は毎年度「普通会計決算分析表」を作っていた。作成の意図は決算において、前年度と比較して、何が大きく変動(増減)したのかを見て、数字と率に基づき質疑を行ってきた。また、財政課職員は、当該年度の決算分析の結果をどのように見ているのか。当該年度の決算を通じて見えてきた福津市の財政の展望などについて、質疑を行い決算審査に臨んできた。

その他議案審査時のポイント

- ① コロナ後の自治体財政はどうなるか？
- ② 決算の数字だけを追いかけない。単年度だけ見たら間違える視点とは？
- ③ 費用対効果が高いお金の使い方とは？

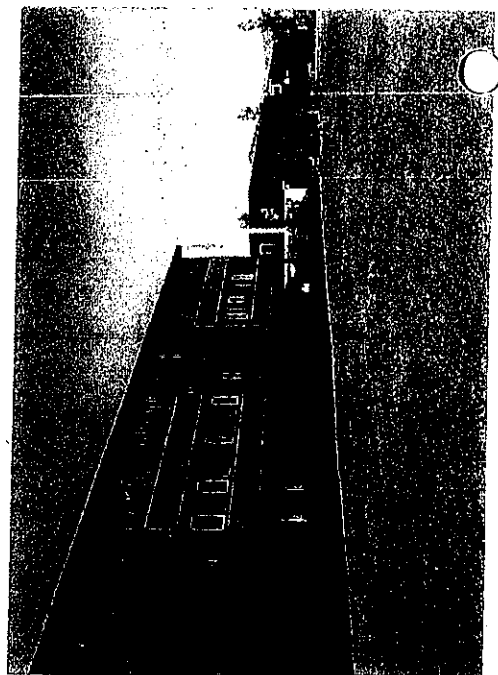
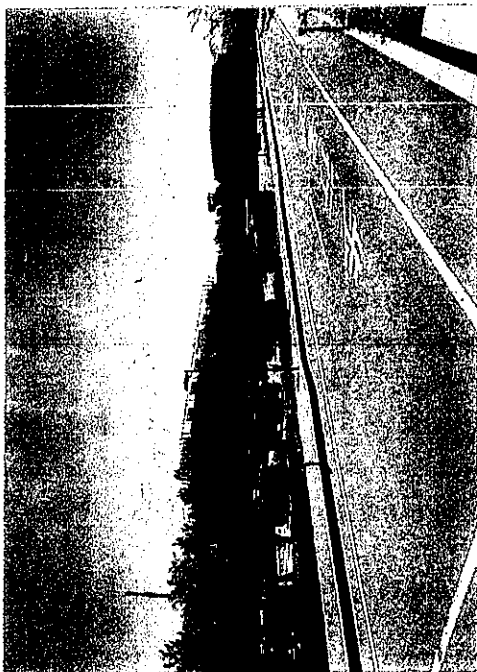
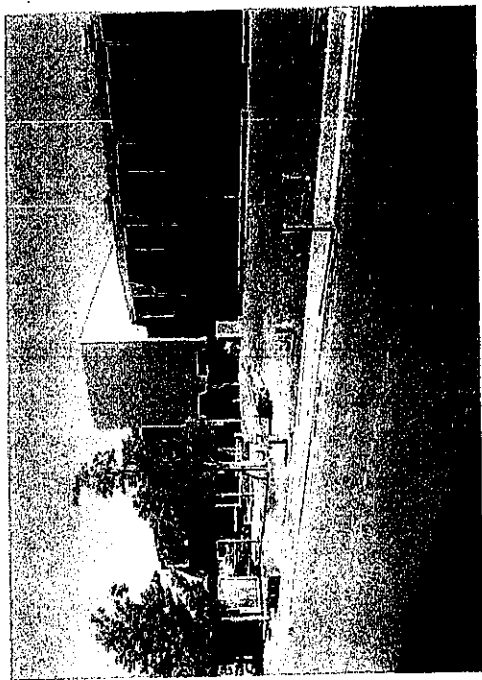
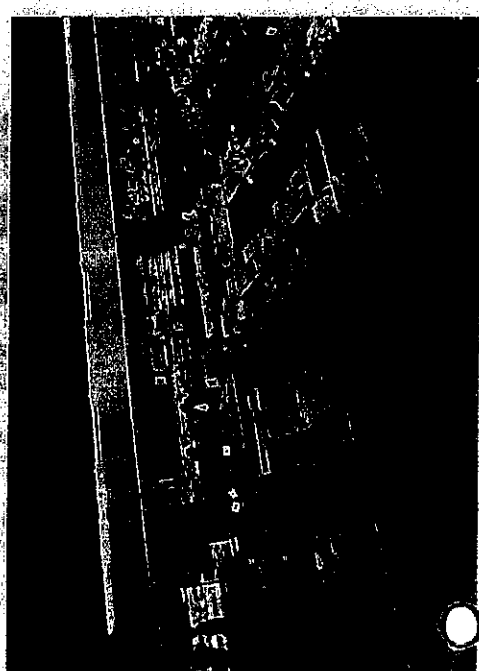
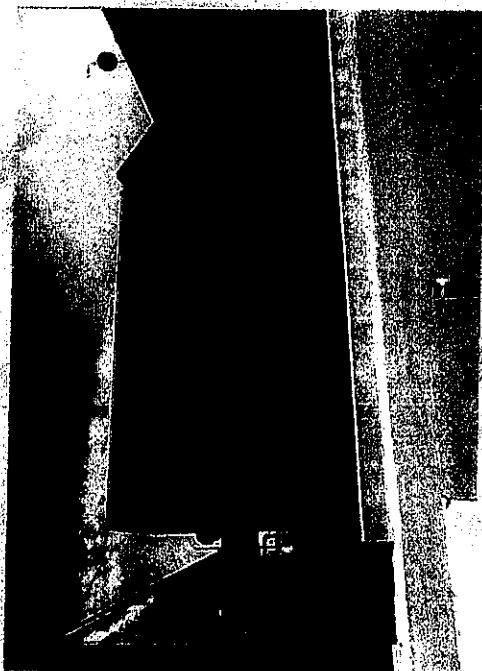
全国市議会議長会・国と地方の協議の場等に関する特別委員会における発言内容とは？

道の駅「もりおか波民」

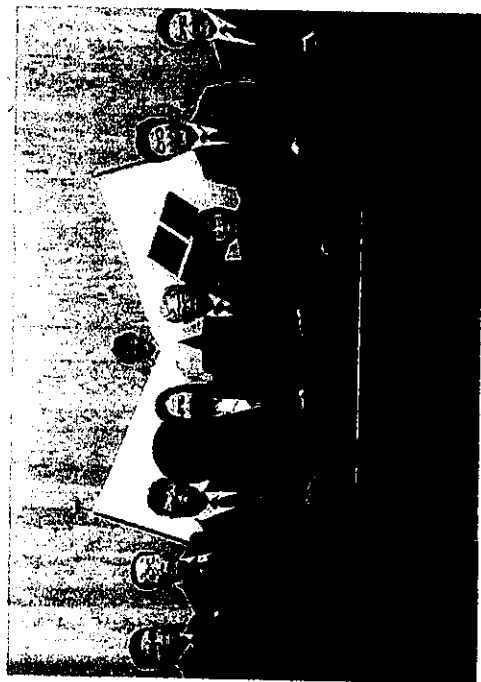


ワンズマンスピーツベース紫波

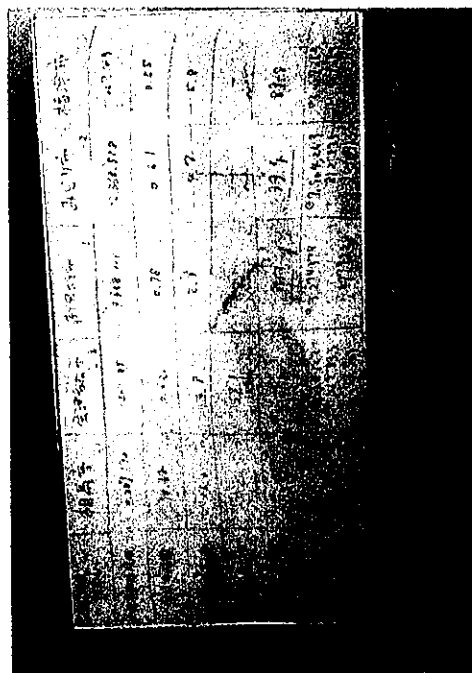


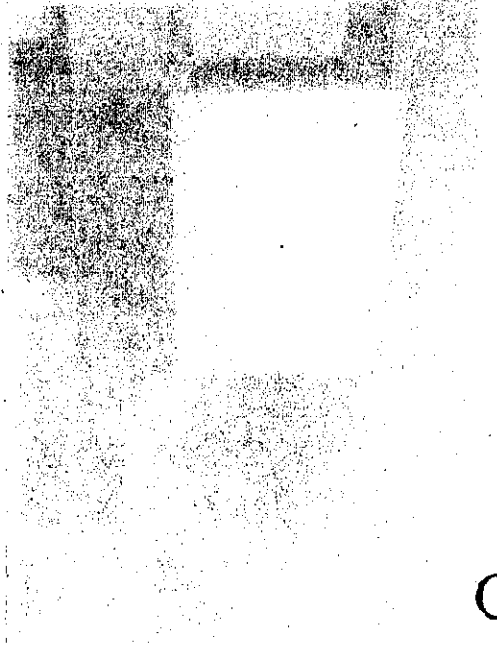


紫波町役場議場



セミナー会場





O



O

令和7年度

第1回友好会派行政視察研修

令和7年10月27日(月)～29日(水)

(方面:岩手県紫波町・宮城県仙台市)

令和7年度 友好会派合同行政視察参加者名簿

役職名等	氏 名
副議長	宮崎 武
新政クラブ代表	松井 篤 (あつし)
	高草木弘子
幹 事	塩野 央弥 (ひろや)
広和クラブ代表	古田島和茂
	須藤日米代
	深澤 輝彦
代表幹事	柴崎 訓佳 (のりよし)
幹 事	中村 正義

○ホテルメトロポリタン盛岡

℡019-625-1211 fax019-625-1210

○ホテルモントエルマーマーナ仙台

℡022-721-7501 fax022-721-7505

～令和7年度 岩手・宮城行政視察（案） 行程表～

○視察日：令和7年10月27日（月）～29日（水） 2泊3日

視察先：岩手県紫波郡紫波町役場(オガール等)、宮城県仙台市セミナー会場(TK P ガーデンシティー仙台)

宿泊先：ホテルメトロポリタン盛岡：盛岡市盛岡駅前通り1-44、ホテルモンテエルマーナ仙台：仙台市青葉区花京院1丁目2番15号

【1日】

岩宿駅⇒⇒⇒ 高崎駅=====大宮駅=====盛岡駅=====ホテル=====道の駅もりおか渋民(昼食)=====

7:37 発 8:22 着 8:33 発(はくたか)8:55 着 9:02 発(はやぶさ) 10:55 着 11:10 着(荷物預かり) 11:50～12:50

紫波総合運動公園(河川敷グランド)=====役場庁舎・オガール研修～～～ホテル(泊)=====夕食(盛岡駅周辺)

13:50～14:15

14:25～17:00

18:00

18:40～ 宿泊先：ホテルメトロポリタン盛岡

【2日】

ホテル⇒⇒⇒⇒⇒ 盛岡駅⇒⇒⇒⇒⇒ 仙台駅⇒⇒⇒⇒⇒ ホテル(荷物預かり)昼食⇒⇒⇒⇒⇒セミナー会場⇒⇒⇒⇒⇒宿泊ホテル

9:00 発 9:50 発(はやぶさ) 10:29 着 10:40 着～13:00 発(昼食) 13:30～16:00 16:30

夕食(仙台駅周辺)⇒⇒⇒⇒⇒宿泊ホテル

18:00～

宿泊先：ホテルモンテエルマーナ仙台

【3日】

宿泊ホテル(荷物預かり)⇒⇒⇒⇒⇒ セミナー会場 ～～～ 仙台駅(昼食) ===== 大宮駅 ===== 高崎駅 ===== 岩宿駅

8:30 発 10:00～12:30 14:00 発(やまびこ) 15:51 着 16:17 発(あさま) 16:47 着 16:58 発 17:37 着

新人からベテランまで

＼一議員として“原点”を問い直す〇び／

基礎から学ぶ議員活動

～住民から「近くて遠い地方議会」から

「近くて近い地方議会」へ～



13:30～16:00

めざすべき地方議会のあるべき姿

- 議会と行政は「車の両輪」であるうか
- 議員は全体の奉仕者としての言動を
- 議会が採択した請願の実現努力を
- 地方自治法に基づき意見書の提出を
- 議会の調査権とは
- 議会の機能を使いこなそう
- 議会力の強化を図るための一方法
- 元議長が語る議会の裏側



10:00～12:30

質問・質疑の本質とは

- そもそも「一般質問」とは何か
- 私は何をめざして「一般質問」を行ったか
- 私の「一般質問」の作り方と調査方法
- 質問のために気をつけること
- 「一般質問」の具体例と解説
- 「質問」と「質疑」のルールを守ろう
- 予算・決算両審査で押さえておきたいポイント

えがみ たかゆき
江上 隆行 前・福津市議会議員
福岡大学経済学部卒。自由民主党本部勤務、参議院議員秘書、総務士ピー・エス勤務を経て、
株式会社エム・エス・エス取締役社長を歴任後、2006年福津市議会議員初当選。2023年1月退任まで4期16年務め
た。その間、議会運営委員会委員長、議会改革推進特別委員会委員長などを歴任。2019年福津市議会
議員就任後は全国市議会議員会連合会地方財政委員長、九州市議会議員会連合会理事、筑後地区市議会議員会
連合会、中部11市議会議員会連合会などを歴任。
また、2009年から2年におたり、福岡大学法科大学院長から外部講師の要請を受け、地方自治法授業
の一環として、「地方議会の現状と課題」で講義を行った。
全国市町村国庫文化研究所（JIAM）において、「新人議員のための地方自治の基本」のテーマで
開催された研修において、講師陣の一翼を担った。

①議会と行政は「車の両輪」だろうか

同じ方向に進む
両輪

二元代表制のもと、議員は行政をチェックし、
政策を提言し、条例を制定することが重要な役割である。

つまり、議会が首長の独善・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、
また、住民の福祉をより一層向上させる「アクセル」となって
機能することが求められている。

そこで、私の一考察を示す。

2

議員がめざすべき議会の姿

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

福岡県福津市議会前議長 江上 隆行

②議員は全体の奉仕者としての言動を

日本国憲法15条2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」また、地方公務員法30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められている。

地方公務員法上、地方議会の議員は非常勤特別職の公務員という位置付けであり、「全体の奉仕者」として、矜持をもった言動を心がけなければならないことの事例を紹介する。

③議会が採択した請願の実現努力を

日本国憲法で定める「請願権」は、国民が国や地方公共団体に対して、様々な要望を提出できる権利であり、16条に定めがある。

また、紹介議員を必要とする請願を議会が採択した時の対応について。

請願は、議員13名以上
の署名が必要である。
議員13名以上が署名した
請願は、議会が採択する。
採択された請願は、関係
機関に送付される。

④地方自治法に基づく意見書の提出を

地方自治法99条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」という規定に基づき、地方議会において、提出された意見書の審議を行っている。

ただ、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」と規定されているにも関わらず、当該団体の公益とは解釈できないような、国の外交問題に関する意見書も散見される。

なお、意見書の提出要件を満たしていれば、議長は受理する義務がある。

ただ、議長が受理する義務があるといえども、外交問題に関する意見書の取扱いについての問題提起を行う。

第99条第1項第1号の「公益」

本議員の意見。地方自治法第99条第1項第1号の「公益」は、地方公共団体の利益を指すものではなく、地方公共団体の事務の遂行に必要となるものに限られる。したがって、外交問題に関する意見書の提出は、地方自治法の趣旨に反するものとして、議長は受理しないものとする。5

・私は質問者に質疑をしたのだが、福津市では3回まで

あなたの自治体は、質疑のルールは何回までですか？

そのルールはどこに規定されているか、ご存じですか

・意見書はどのように取り扱っていますか？

多数決？、全会一致？

☆実際にあった裏話

～中島正郎説を持ち出してきた議事課長～

☆知っていますか？議員の寄附行為、etc

～公職選挙法に基づく

議員の寄附行為禁止とは？～

御香典、寸志、年賀状、御見舞は？ 24巻02

21頁
141条の4第1項

○

7

⑤議会の調査権とは

○

調査権は議会と委員会にだけあり、議員個人にはない。

また、議会では百条調査、委員会では所管事務調査や閉会中の
継続調査事件に基づき調査ができる。 同104条、105条

8

⑥議会が議決した意思を尊重しよう

例えばの話だが、個々の議員が住民対象の「議会報告会」などを開催して、定例会の議案の議決状況の報告を行う場合、議会で決まった事実を報告することが求められる。

もし、議員個人の表決、例えば「私は〇〇議案に反対しました」という事で、反対した理由だけを報告すれば、住民が誤解する事になる。

9

☆実際にあった裏話

～100条委員会報告書議決後の

全員協議会での耳を疑う発言～

令和3年2月15日の臨時会において、100条委員会、「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会の報告書が可決された。しかし、後日、開かれた全員協議会において、議会の議決を尊重しない発言が飛び出した。果たして、その発言内容とは？

- ・予備費をつかっていた
- ・市長の決裁文書
- ・議員としての発言と市民の話

◎議決は重い。制度を理解してから発言しよう

10

⑦決算審議における付帯決議で 議会の意思を明確に

決算を認定して付帯決議を付けないと、議会としての意思が住民には理解できない。

決算審査・審議を予算審査・審議と同じく重視し、審査の成果を付帯決議で明確にする。

例えば、「この政策はもっとやるべきである」「決算結果を見て、足りない予算」などについて、付帯決議で明らかにする。

○

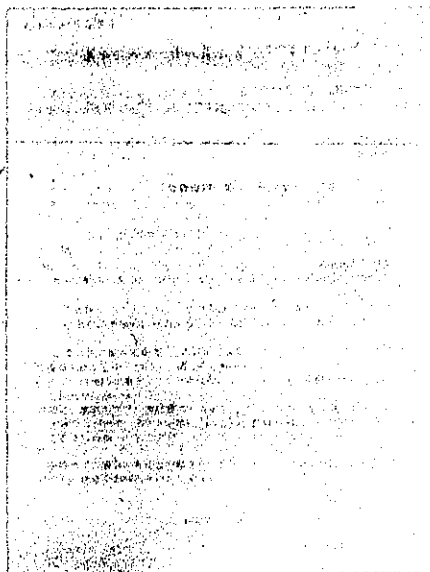
11

9

☆実際にあった裏話

～市議会議員選挙時の公費負担金不正請求～ ○

通称「ポスター問題」と称された問題の結末は。



- ・ 公費条例は自治体により様々です。みなさんの街は？
- ・ 議会基本条例の制定の前に規則や委員会条例の活用を
- ・ 辞職勧告決議への賛否
- ・ 議員の賛否の大事さ

12

⑧議会機能を使いこなそう

委員会における重要議案の審査では、参考人制度を活用し外部の意見を聴く。また、議案審査時、必要に応じて、委員派遣により現地を見る事が大切である。

そして、所管事務調査、継続調査事件の位置づけなど、議会が持っている機能を使いこなせる議会力をさらに身につけることができれば、審議がさらに深まるものと信じる。

・委員長ってどうやって決めていますか？

⑨議会力の強化を図るための一方法

今回は一点に絞って提言したい。それは、常任委員会の委員を長く務めることである。

例えば、議員1期目4年、次も当選したら、再度4年、同じ委員会に所属すれば、委員会が所管する分野の専門家になれると考える。

このことで執行機関と丁々発止の政策論議が展開されるようになるのではないかという問題意識を抱き続けている。

⑩自治体の内部機関である議会から 住民へ発信を

議員が一般質問などで政策提言したことを首長がその提言を取り入れても、首長が「この政策は議員が一般質問で提言したことに基づき実施しています」とは述べない。

そこで、議員が提言したことで、市政に取り入れられた政策内容について、議長（議会事務局長）が、市長（総務部長）に要請して、それを列記した資料の提出を求め、議会のホームページや議会だよりなどに掲載すれば、住民が議会の働きを理解することに繋がり、住民から「近くて近い議会」へ一歩近づくであろう。

⑪議会基本条例で規定されている 「反問権」へ一言

地方自治法において「反問権」の規定はなく、議会制度上、執行機関側が議員をやり込めるようなケースが出てくることは想定されていない。

また、地方自治法第121条では、「普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定されている。

議会の審議に必要な説明のために出席している、首長はじめ執行機関側が、「なぜ、反問することができるのか？」というのが、私の違和感である。「反問権」という言葉を聞くたびに、私の素朴な問題意識が顔を出す。

☆実際にあった裏話

～言論の危機！

議会広報調査特別委員会への公開質問状～

なぜ、私が公開質問状を提出するに至ったのか。

- ・議員たるもの
根拠を聞くこと
行動すること
勉強をして自信をもって闘うこと

一般質問・質疑の本質とは

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

福岡県福津市議会前議長 江上 隆行

はじめに

～議員就任後初の一般質問～

私が提出した、一般質問通告書に対して、二人の職員から違和感を覚える発言

収入未済額について

不納欠損の仕組み

質問したいことを職員から止められた時にはどうしたらいいのか

①「一般質問」とは何か

一般質問では、議員は特に首長の答弁を聴きたいのである。
また、政治的に重要な問題であればあるほど、市長に答弁を求めるのが二元代表制の原則である。

議員には答弁者を指名する権限はないが、一般質問は市政全般（全事務事業）および市政の基本的な事を問うのが趣旨なので、行政の責任者であり、政治的責任者である市長に、例えば、議員が政策提言した事について、「やるのか、やらないのか」などを質問するのが基本である。

検討は必要

×10分以内で答える（10分以内で答える）

10分以内で答える（10分以内で答える）

3

10分以内で答える

②私は何をめざして「一般質問」を行ってきたか

地方自治法において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」と規定されている。

そこで、地方自治体が「住民福祉の増進」を図るためには、家庭は家計が基本であるように、自治体も財政が基本であるという考えに基づき、長年にわたり、市長始め執行機関と財政論議を行ってきた。

当選後最初の一般質問では「市長の税に対する基本的認識を問う」を通告し、市長との政策論議に臨んだ。というのは、二つの町が合併して誕生した福津市では合併算定替や合併特例債など国の支援が10年間措置された。この措置は、市の行財政基盤の強化と行政の効率化を目的としたものである。

一般質問ではこの目的が果たされているか等の答弁を求めて、主に市の財政状況の推移、諸事業の現状と課題、諸計画の進捗状況、市の方向性などを質問してきた。

4

③私の「一般質問」の作り方

市の重要課題など当面質問したい事項を多くピックアップする。また、質問の優先順位も決めておくが、新たな問題が発生した場合は、最優先に取り上げる。

そして、次の定例会で行う質問事項が決まったら、次に「質問の狙い」を決め、質問の狙いに基づき、市長から「どういう答弁を引き出したいのか」を想定する。次に答弁を引き出すため、できる限り多くの質問案を作る。なお、福津市議会の一般質問は発言者の30分の持ち時間制を採用しているので、多くの質問案の中から持ち時間内で質問するための優先順位を決める。

また、当日の市長答弁を聴いたのちの質問時間などを想定して、時間に余裕のあるタイムスケジュールに基づき、質問案を作ってきた。なお、質問は議員自らの意見、提言を述べることができるので、長い発言も行ったこともあるが、「質問時間は短く」をモットーを基本とした。

④一般質問の準備と質問に関する 調査の方法

まず、年間に行う一般質問事項の準備をする。定例会が閉会した翌日から、次の定例会で行う質問事項の準備に入り、質問事項と質問要旨の概要を決める。ただし、「一般質問」の作り方のところで述べたが、新たな問題が発生した場合は最優先に取り上げる。

また、質問に関する調査方法は、質問事項が国の政策と関連することであれば、総務省を始め諸官庁の所管部署に電話で問い合わせる。また、近隣の先進自治体は訪ね、遠方の自治体は電話で指導、助言を仰ぐ。そして、自治専門の新聞に目を通したり、市町村職員OBの学生時代の友人に見解を求める。とにかく、質問事項の事実調査、つまり裏付けをきちんと取って、一般質問に臨むことを肝に銘じていた。

なぜなら、政策論議の相手は行政のプロだからである。そして、一般質問の準備に費やす時間を計測したことはないが、ザックリではあるが、一定例会における一般質問の準備にかかる時間は、僅に100時間は超えていたと思う。

ところで、住民から選ばれ就任した議員は、基本的には素人であるが、今や行政が複雑化しているので、研鑽を重ね、見識を高めなければ、丁々発止の政策論議ができないし、住民に役立つ議員にはなれないと思う。なお、私が住民に役立つ議員であったかどうかの評価は自らできないので、その評価は住民に委ね、議員を引退した次第である。

質問のために気を付けること

- ・相手は行政のプロ
- ・しっかり準備をする
- ・裏付けをとる

7

⑤一般質問通告書への 所管部門職員の質問取り

一般質問通告書は具体的に書くことが求められる。

その記載内容が抽象的であれば、行政職員は、「これはどういう意味でしょうか？」と議員に尋ねるのは構わない。

しかし、要件を満たす通告書を提出している議員への質問取りは質問権への介入と思われる。

8

☆実際にあった裏話 ～議会改革研究会における 一般質問に関する物語～

同研究会において、座長の私に対するとんでもない発言。

⑥一般質問の具体例と解説

「財政を基本とする市長の市政経営を問う」において、「国が既に廃止している持ち家手当の支給をいつ廃止するのか」を問い、三回にわたる定例会において「持ち家手当を廃止するのもしないのか」を問い続け、三度目の正直で「持ち家手当を廃止するための調整を行う」旨の答弁を引き出し、私の質問の目的が達成された。

なお、質問の狙いは「正すべき事は正さなければ、行政に対する住民の信頼が損なわれる」ことである。要するに「ならぬものはならぬ」の精神で発言するのが、住民から負託を受けた議員の役割であり、また、議員が「怒るべき時に怒らないから、いろんな問題が起こる」とも考えていたので、是々非々で市長との政策論議に臨んできた次第である。

但し、執行機関の良いところをキャッチしたら、一般質問で讃えることも大切である。議員が讃えることで職員は自信を深め、地方公務員法で規定されている「職務専念義務」のモチベーションがさらに高まるであろう。

実際にあった裏話
財政課長が頭を痛めている？

閑話休題

- ①地方議会に与党・野党はあるか？
- ②専決処分に一言

11

⑥一般質問の具体例と解説

- (1)地方交付税の仕組みについて、地方税収の増加見込額と基準財政収入額の関係とは？
- (2)地方交付税の不交付団体とは？

行政経営の合理化のために議員が指摘するべし

12

⑦「質問」と「質疑」のルールを守ろう

事例を紹介する。一部事務組合議会議長を務めたことで、某企業団議会の議員に就任した。同企業団議会は、福岡都市圏の市議会議員、町議会議員15人で構成されている。

ところで、令和4年8月19日開会の同議会の本会議において、議長の許可を得て、一回だけできる「議事進行上の発言」を行った。それでは、なぜ？私は発言したのか。

それは、ある議員が、まず壇上で自分の意見を含め、長時間にわたり1回目の質疑を行った。その後、自席に戻り、1回目の答弁を受けた。再質疑、再々質疑も自分の意見を述べながらの質疑であった。同議員の約1時間にわたる質疑が終了した後、私は挙手をして、議長に「議事進行上の発言」を求め、議長の許可を得て、次の発言を行った。

「100の議会があれば、100の議会運営があると言われておりますが、只今の議事は、議案に対する質疑でございます。質疑であれば、標準市議会、標準町村議会の各会議規則の発言内容の制限において、「議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。」と規定されております。また、質疑は議案の疑問点を質す事です。」

13

そこで、ただ今の質疑は当企業団議会の何に基づいて、議事運営を行っておられるのか。私の理解が及んでおりませんので、議事運営上の根拠、そして、議事運営に改善の余地がありますなら、議長に善処して頂くことを求め、発言を終わります。」

私の発言を受け、議長が「貴重な意見を頂きましたので鋭意、検討したい。」旨を述べた。

つまり、私の発言の趣旨は、議会における議員の言論の自由は、最大限保障されなければならないとするのが「発言自由の原則」である。民主的な運営が求められる議会政治は、討論と説得の政治であると言われており、言論を中心に会議が進められる。従って「言論の自由」が最大限尊重されなければならない。ただし、議員の「言論の自由」は絶対的なものではない。一つは、規則等による制約である。標準市議会会議規則第55条「発言内容の制限」の第1項には「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。」そして、第3項には「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されている。スポーツにルールがあるように、議会においても、ルールに基づき、議員は発言しなければならないという事を訴えたかったわけである。

今回の質疑は、当該企業団議会の慣例に基づく議事運営であろうから、質疑を行った議員を批判するものではない旨を付け加えた。

14

なお、令和4年11月18日開会の一部事務組合議会臨時会において、議長任期満了のため、議長を交代したことにより、同企業団議員を退任した。退任後、同企業団議会議長から「議事進行上の発言を頂いたことで、ほぼ会議規則に基づく議事運営へ改めることができました。」という趣旨の報告を受けた。私の「議事進行上の発言」をきちんと受け止めて頂いたことを嬉しく思った次第である。

他面、質問は議員自らの意見や提言などを述べることができる。また、政治は「不」がつく言葉を解消することが大切であると考えている。例えば、住民が思う「不満」「不足」「不備」「不利」「不安」などを解消する役割を議員は担っていると思う。ただ、高度経済成長時代とは異なり、現在は相対的に「あれもこれも」を実施できる財政力を備えた自治体は少ないと認識しているので、議員が、無駄と考える事業があれば、一般質問できちんと提言し、市長の答弁を求めることが大切である。

「議会用語」をきちんと使おう！

⑧予算審査と決算審査で 押さえておきたいポイント

①毎年6月頃、内閣府設置の「経済財政諮問会議」の議論に基づき、国が発表する、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」これが核である。また、毎年12月上旬に関議決定される「予算編成の基本方針」についても、同会議で議論されている。そこで、地方自治体の財政に大きく影響を及ぼす「骨太の方針」にザッと目を通し、こういうところに国は力を入れるんだナということを軽くつかんでおく必要がある。

②毎年8月頃、総務省が「総務省所管予算概算要求の概要」を発表し、「地方交付税の要求の考え方」などが発表される。この時点において、「入りを量りて出づるを制す」で、予算編成に向けて「歳入」の見込みを立てる、自治体もあると聞く。

③各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要なおおまかな予算を要求することを「概算要求」と言う。これは、歳入、歳出、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の見積りからなり、財政法第17条に基づき、毎年8月末までに財務省へ提出しなくてはならない。

④毎年、12月末に発表される「地方財政対策」。これは、総務省が国の予算編成作業と並行して「地方財政計画」の策定作業を進め、その過程において、翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が「地方財政対策」であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

余談だが、この折衝時の名言がある。名言の主は、小泉政権で財務大臣に就任した「塩じい」こと塩川正十郎氏である。同氏は歳出改革を先導した人で、「母屋でおかゆをすすっているときに、離れですき焼きを食べている」という名言を残している。母屋とは「一般会計」、離れとは「特別会計」を指しており、当時の一般会計予算107兆円に対し、特別会計予算は493兆円であったと認識している。

⑤「地方財政計画」は内閣が毎年度作成し、毎年2月頃、国会に提出するとともに一般に公表する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額である。

以上述べた、国の大きな流れを見ながら、要所をつかむことが大切であり、これを、予算審査で生かして頂きたい。

予算などの国の動きは、別世界で起こっているものではなく、大なり小なり、必ず地方自治体との関係が出てくる。例えば、現在、話題となっている「異次元の少子化対策」などは、必ず自治体の予算にも影響してくる。このようなタイムリーな国の動きも注視することが、地方議員には求められると思う。

19

決算審査においては、
「当該予算を執行して、どのような効果があったのか」
「住民福祉の増進にどれだけ寄与したのか」

などの質疑が求められるであろう。また、財政は数字と率を追いかける必要があるわけだから、決算審査の時に提出される「決算報告書」内の普通会計決算カードに基づき、私は毎年度「普通会計決算分析表」を作っていた。作成の意図は決算において、前年度と比較して、何が大きく変動（増減）したのかを見て、数字と率に基づき質疑を行ってきた。また、財政課職員は、当該年度の決算分析の結果をどのように見ているのか。当該年度の決算を通じて見えてきた福津市の財政の展望などについて、質疑を行い決算審査に臨んできた。

20

その他議案審査時のポイント

- ①コロナ後の自治体財政はどうなるか？
- ②決算の数字だけを追いかけない。単年度だけ見たら間違える視点とは？
- ③費用対効果が高いお金の使い方とは？

全国市議会議長会・国と地方の協議の場等に関する特別委員会における発言内容とは？

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目一つにチェックを入れる	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費																		
備 考 (按分率等)	令和7年12月25日(木)～27日(土) 愛知県高浜市、半田市他視察 <table><tbody><tr><td>1. 運賃及び宿泊費セット料金</td><td>67,450 円</td></tr><tr><td>2. レンタカー燃料代</td><td>7,623 円 (2 台分) ÷ 10 人 = 762 円</td></tr><tr><td>3. ホテル駐車場料金</td><td>3,000 円 (2 台分) × 2 日 ÷ 10 人 = 600 円</td></tr><tr><td>4. 高速代</td><td>12,130 円 ÷ 10 人 = 1,213 円</td></tr><tr><td>5. 視察先受講料</td><td>30,000 円 ÷ 10 人 = 3,000 円</td></tr><tr><td>6. 視察先駐車場代</td><td>1,880 円 ÷ 10 人 = 188 円</td></tr><tr><td>7. 視察先入館料</td><td>5,000 円 ÷ 10 人 = 500 円</td></tr><tr><td>8. 視察先手土産代 (送料含む)</td><td>9,130 円 ÷ 10 人 = 913 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>74,626 円</td></tr></tbody></table>	1. 運賃及び宿泊費セット料金	67,450 円	2. レンタカー燃料代	7,623 円 (2 台分) ÷ 10 人 = 762 円	3. ホテル駐車場料金	3,000 円 (2 台分) × 2 日 ÷ 10 人 = 600 円	4. 高速代	12,130 円 ÷ 10 人 = 1,213 円	5. 視察先受講料	30,000 円 ÷ 10 人 = 3,000 円	6. 視察先駐車場代	1,880 円 ÷ 10 人 = 188 円	7. 視察先入館料	5,000 円 ÷ 10 人 = 500 円	8. 視察先手土産代 (送料含む)	9,130 円 ÷ 10 人 = 913 円	合計	74,626 円
1. 運賃及び宿泊費セット料金	67,450 円																		
2. レンタカー燃料代	7,623 円 (2 台分) ÷ 10 人 = 762 円																		
3. ホテル駐車場料金	3,000 円 (2 台分) × 2 日 ÷ 10 人 = 600 円																		
4. 高速代	12,130 円 ÷ 10 人 = 1,213 円																		
5. 視察先受講料	30,000 円 ÷ 10 人 = 3,000 円																		
6. 視察先駐車場代	1,880 円 ÷ 10 人 = 188 円																		
7. 視察先入館料	5,000 円 ÷ 10 人 = 500 円																		
8. 視察先手土産代 (送料含む)	9,130 円 ÷ 10 人 = 913 円																		
合計	74,626 円																		
※ 領収書は別紙のとおり																			

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月11日

中村 正義 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥37,450*

ご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/11	現金		37,450
	入金計		37,450

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者



※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月04日

中村 正義 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥30,000*

ご旅行お申込金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/04	現金		30,000
	入金計		30,000

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

電話番号 052-452-0100

発行年月日: 令和 7年12月27日
貸渡N: 6107894

(税込)

東 塩 野 央 弥 様

する車両>

シエンタ3レツ(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4719

ス W1-K 車両クラス W1-K

内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
12月27日12時00分	12月27日12時45分	389
12月25日11時15分	12月25日11時15分	191
2日 0時間45分	2日 1時間30分	198
その他	料金割引率 0%	
安心Wプラン	1	

乗車人数 0名

店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県 県内

塩 野 央 弥 様

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,359
引取配車料	0	0
	0	0
ご利用額	27,225	31,069
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	27,225	31,069
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	27,225	27,225
当日預り金	0	0
預り金合計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	3,844

株式会社 トヨタレンタリース愛知
登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,844円
10%対象 3,844円 内消費税 349円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	3,844
この請求金額内額訳	

領 収 書

野 央 弥 様

領収書N: 0038976

令和 7年12月27日

領 収 金 額 3,844 円

(税抜金額 3,495 円)

Receipt

現金・小切手 3,844 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線
住 所 名古屋市中村区椿町21
電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタレンタリース愛知

本社 名古屋市昭和区

収入印紙

扱者印

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

RA610R

発行年月日: 令和 7年12月27日

貸渡No: 6107905

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

電話番号 052-452-0100

(税込)

称 中 村 正 義 様
所

する車両>

レンタ3ℓ(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4737

ス W1-K 車両クラス W1-K

目内容>

予 定 貸 渡	貸 渡	メーター (Km)
12月27日12時00分	12月27日12時47分	475
12月25日11時14分	12月25日11時14分	282
2日 0時間46分	2日 1時間33分	193

その他 料金割引率 0%

安心Wプラン 1

乗車人数 0名

店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県 県内

名 中 村 正 義 様

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃 料 代		2,294
引 取 配 車 料	0	0
	0	0
ご 利 用 額	27,225	31,004
リース無償代車		0
N O C		0
免 責 実 費 料		0
お 支 払 額	27,225	31,004
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	27,225	27,225
当 日 預 り 金	0	0
預 り 金 合 計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご 請 求 金 額	0	3,779

株式会社 トヨタレンタリース愛知

登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,779円
10%対象 3,779円 内消費税 343円

 TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

 0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

この請求金額訳	現金	3,779

領 収 書

領収書No 0038977

令和 7年12月27日

中 村 正 義 様

Receipt

領 収 金 額 3,779 円

(税抜金額 3,436 円)

現金・小切手 3,779 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線

住 所 名古屋市中村区椿町21

電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタ

愛知

収入印紙

扱者印

エス力駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月25日 17時34分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002062 券No.11-434004

駐車料金(割引) 7000円
割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月25日 17時40分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002063 券No.11-434012

駐車料金(割引) 7000円
割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月26日 17時05分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002074 券No.11-434957

駐車料金(割引) 7000円
割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月26日 15時34分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002075 券No.11-434829

駐車料金(割引) 7000円
割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ￥310-
現金 ￥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社(ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-01111628-04472

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ￥310-
現金 ￥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社(ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-01101628-04472

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時37分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。
- 名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。
- 通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。
- 紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時41分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時36分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。
- 名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。
- 通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。
- 紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/
9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
213-6507-0027

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時40分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高

TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-

現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号214-00621401-04481

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高

TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-

現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-00151400-04481

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06

25年12月26日 14時06分

普通

通行料金 ¥1,300-

現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター

受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-6605-0009

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線07

25年12月26日 14時05分

普通

通行料金 ¥1,300-

現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター

受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-7205-0002

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田中央

TEL 0569-27-6689

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥420-

現金 ¥420-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00670941-04469

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田

TEL 0569-21-2851

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥470-

現金 ¥470-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00080940-04469

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時06分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/
9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
104-1323-0014

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時05分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/
9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
104-1323-0013

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:40
023656

駐車料金 540 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:41
023657

駐車料金 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

領収書

2025年12月26日

名古屋市議会
森古田島和茂 殿
¥3,000-

シオ会費	1	視察費	3,000
除料		入会金	
用料			
コグラム			

この金額、正に領収致しました

(※お客様名・金額・領収月日を訂正したもの、社印・取扱者印のないもの、複写記入でないものは無効です。)

消費税	円
消費税	円
消費税	円

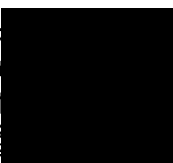


non profit
Socio NARAWA

特定非営利活動法人ソシオ

登録番号 T3180005012441

TEL (0568) 475-092



クラブ

取扱者印



収入印紙
5万円未満
非課税

領収書

事業者名: エムエス椿町パーキング
登録番号: T9140001112193

ご利用車室 No.036

入庫日時 2025/12/26 15:19
精算日時 2025/12/26 17:01
ご利用額 800円
現金受入額 1000円
お釣り 200円

領収額 800円
(適用税率 10%)

但し 駐車場ご利用代金として

エムエス椿町パーキング

No. 28		領 収 書	
納 入 者	みどり市議会 様		
金 額	千	百	拾 万 千 百 拾 円
			7 5 0 0 0
①%対象		5000 円/うち消費税 454 円	
ただし、	名古屋城観覧料		
	@ 500 円	10 人	@ 2,000 円 人
	@ 円	人	@ 円 人
令和 7 年 12 月 27 日 領収済			
(出納員氏名印)	名古屋城サービス共同事業体 現金出納員 名古屋城振興協会		

領 収 証

みどり市議会 元和フアラ代表 様
西田島和茂

No. _____

★ ¥ 9,130.-

内 訳	但
現金	14,000 円
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

7 年 10 月 18 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

和菓子処 文屋大塚

代表 大塚 隆

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿255

TEL 0277-76-3960

(様式1)

研修・視察報告書

令和8年3月6日

みどり市議会議長
杉山 英行 様

みどり市議会議員 中村 正義

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和7年12月25日(木) ~ 27日(土)
研修・視察先 及び所在地	令和7年12月25日(木) 愛知県高浜市 高浜市役所 令和7年12月26日(金) 愛知県半田市 半田市岩成地区総合型地域スポーツクラブ
参加者氏名	宮崎武、古田島和茂、柴崎訓佳、須永信雄、須藤日米代、深澤輝彦、 中村正義、松井篤、藤生吉顕、塩野央弥
目的	1. 愛知県高浜市 新庁舎建設において、民間企業の建物をリース契約として、時代 の変化を反映させ、次のリース期間には庁舎機能や設置形態の変 化を反映させることができる庁舎を持たない新たな先進地事例か ら今後のみどり市における新庁舎建設の参考として学ぶ。 2. 愛知県半田市 中学校の部活地域移行について、体育館の指定管理を受け管理運 営を担う「NPO法人ソシオ岩成スポーツクラブ」を視察し、行政・ 学校・民間団体が連携し、教育、体力向上、環境整備等部活動の先 進的な取組について学ぶ。
概要	別紙のとおり
成果・所感	高浜市では庁舎を市が建設・所有するのではなく、民間企業の建物をリース契約により 活用するという新しい形の庁舎整備が行われていた。これにより初期費用の抑制や財政 負担の平準化が図られるだけでなく、将来的な行政需要の変化に応じて庁舎機能や設置 形態を見直すことが可能となる点が特徴的であった。人口減少や社会情勢の変化が進む 中で、公共施設を長期固定的に整備する従来の考え方だけではなく、柔軟性を持たせた 施設整備のあり方について重要な示唆を得ることができた。 半田市の岩成地区総合型地域スポーツクラブでは、中学校部活動の地域移行に向け、行 政、学校、地域団体が連携しながらスポーツ活動の環境を整備している取組を視察した。 NPO法人が主体となり、地域の指導者や施設を活用することで、子どもたちのスポーツ活 動の継続と地域スポーツの活性化を両立させている点が大変参考になった。教員の負担 軽減が課題となる中、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりの重要性を改 めて認識した。



令和 7 年度会派行政視察研修についてご報告いたします。
視察調査期日は、令和 7 年 12 月 25 日から 27 日まで。調査団は、
公明クラブ 1 名、新政クラブ 3 名、広和クラブ 6 名で愛知県高浜市、
同県半田市にて調査を行った。

◎一日目 令和 7 年 12 月 25 日(月) 午後 2 時 00～3 時 30 分

高浜市役所会議室

1. 高浜市役所本庁整備事業～リース方式による合理的な公共施設機能の実現～

(1)高浜市の概要

市長：杉浦康憲(ささき としお)

議長：神谷 直子(かみや なおこ)、副議長：長谷川 広昌(はせがわ ひろまさ)

議長報酬：450,000 円、副議長報酬：387,000 円、議員報酬：361,000 円

議員定数：14 人

人口：48,940 人(R7.10/1 現在)、世帯：21,771 世帯

年少人口比率：6,681(13.65%)

生産年齢人口比率：32,633(66.68%)、高齢者人口比率：9,626 人(19.67%)

職員数：約 280 人

面積：13.11 ㎡

財政力指数 1.01 経常収支比率 97.6 公債費負担比率 7.5

(令和 5 年度高浜市財政状況資料集)

(2)高浜市の地形及び主な産業

高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部に位置している。中央地方の中心都市である名古屋市から南東へ 25 km のところにあって、東は安城市、西は衣浦港をへだてて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接している。東西 4.2 km 南北 5.5 km 面積は 13.11 ㎢で、地質については、洪積地と沖積地に分けられるが、大部分は洪積地からなっており、比較的新しい第 4 紀層新世代の発展したもので、標高 5m の洪積台地と河川流域及び海岸一帯の沖積層の標高 2m の低地よりなっており、海岸線は延長 5.4 km におよび衣浦大橋によって知多半島と結ばれている。

市域の大部分が平坦で面積が限られていることから、将来の社会経済の動向や、人口の増加を予測したうえでの住居用地、商業用地、工業用地などを理想的な形に配置した市街地づくりを進めている。人口は、愛知県の市の中では、弥富市、新城市に次いで少ない

(3)高浜市役所本庁舎整備事業の取り組み

・庁舎整備における 20 年間の負担額の上限を約 33 億円と定めた。これは、旧本庁舎が築

後 35 年経過し、耐震補強をしても耐用年数は 20 年と想定され、大規模改修とその後の維持管理費、解体撤去費の合計が約 33 億円であり、それを下回る総額という枠を設定した。つまり、20 年間に毎年約 1 億 7 千万円という金額で支払額を平準化させることになり、財政計画上の固定経費として確定させることができた。

・庁舎整備額の上限を決めたことにより、面積拡大に歯止めをかけた。多くの自治体では、庁舎の設計段階で、各部局、職員からスペース増の要求が出され、その積み上げ作業の中で、2,3 割の面積増となる傾向にある。この傾向は、自分のスペースは十分に確保したい要求から、現状より削減するという発想にはならないという、人間心理の積み重ねに要因がある。したがって、整備費の上限を確定する根拠が十分でない、歯止めをかけることは非常に難しい。

・リース契約によって、「終期」が設定されるので、その期間における時代の変化を反映させて、次のリース期間には庁舎機能や設置形態の変化を反映させることができる。

1. 本庁舎整備事業の背景・経緯

1) 旧庁舎の老朽化

建設時期：昭和 52 年 2 月 28 日竣工。基本方針策定時(平成 26 年)において、建設後約 35 年が経過。老朽化に対する改修は未実施。耐震化が未実施のため、災害時の防災拠点としての機能の確保、業務の継続ができない。⇒耐震化・老朽化対策が急務

- ・ H15 年度 耐震診断実施 IS 値 東西方向 0.39 南北方向 0.4
- ・ H21 年度 庁舎耐震改修及び劣化改修計画 (基本設計)
- ・ H22 年度 高浜市庁舎耐震改修等整備再検討
- ・ H24 年度 公共施設あり方検討委員会提言 (庁舎賃借)
- ・ H25 年度 庁舎のあり方検討
- ・ H26.1 基本方針策定・公表「新しい地域活動拠点の形成を目指して」
- ・ H26.8 高浜市役所本庁舎整備事業要求水準書公表
- ・ H27.1 事業者選定

2) 本庁舎整備事業のポイント(基本方針)

- ① 整備コストや将来の維持管理コストの低減
- ② 整備費用を節減し、その財源を老朽化が著しい高浜小学校建替え整備に振り向ける
- ③ 行政を取り巻く環境変化への対応等のため、保有形態の見直しによる賃借やリース等も視野に入れた民間事業者のノウハウ・能力等を最大限活用した新たな事業方式による提案を募集

3) 提案を求める施設の条件(実施方針)

- ① ユニバーサルデザインの理念を取り入れること
- ② 一定の防災性能を有すること

【新築の場合】構造体の重要度係数は 1.25, 72 時間程度の自家発電設備等

③ 市庁舎機能、多目的活用ゾーンを必須機能、多目的活用ゾーンと執務ゾーンのセキュリティ確保

④ 事業用地 原則事業者で用意(20年間等)

4) 本庁舎整備事業の基本的な考え方(要求水準)

① 市庁舎としてのステータスは求めず、事業者による新たな市庁舎のあり方の提案を受け付ける。

② 市は事業者から賃借等で20年間庁舎として使用し、市の財政負担の軽減と平準化を図る。

③ 現行の庁舎機能を加えて、市民の多目的利用を図る

④ 他の公共施設の集約化、まちづくりに貢献する収益機能により余剰容積を活用する

⑤ 市役所本庁舎といきいき広場の執務機能を再編し、新たなサービス提供システムを構築する

5) 20年間とした理由

●旧庁舎の耐用年数を60年とすると、残期間が約20年で建替えの時期が到来

●IT化の進展により、今後の行政事務のあり方、行政サービスの提供方法も変化することが想定され、現在のスペースが必ずしも必要とは限らず、ある程度の期間で見直す。

●建物内の設備は約20年で更新が必要

2. 本庁舎整備事業の概要

1) 事業概要

●事業内容

・ 民間事業者から施設を賃借する

・ 事業者は、施設を活用した地域活動拠点機能の形成を目指す。

・ 事業者は、維持管理・運営業務等を実施する

・ 事業者は、旧庁舎の解体撤去、外構等の整備を行う

●事業期間

・ 供用開始から20年間

2) 施設・立地の条件(実施方針・要求水準)

●施設及び立地の条件(いずれか)

①市内の既存民間施設の活用

②事業者にて用地を確保し施設を新築

③旧市庁舎敷地を使用して施設を新築

3) 施設の条件

●施設機能

①市庁舎機能

②市庁舎の多目的活用ゾーン(議場の多目的利用)

③他の公共施設の複合化・合築

④収益機能の複合化・合築

⑤庁舎といきいき広場との連携

●面積

建物延床面積 約 5,000 m² 用途⇒建物延床面積 約 3,700 m² (旧庁舎 7,700 m²)

4) 議場(多目的ホール)の利用手続き

①議場(多目的ホール)の利用に関する要綱を制定し、市民のまちづくり活動に資するため、議場(多目的ホール)の利用について必要な事項を定める

②利用時間は、平日は午後 6 時から午後 9 時まで、休日は午前 9 時から午後 9 時まで、ただし、議会開催期間や選挙事務に利用する日を除く

③利用できる者は、市内に在住、在勤、又は在学しているものとし、利用 1 時間につき 1,500 円の利用料を納付

④これまでに 2 件の利用、「緊張感のある雰囲気味わうことができて楽しかった」「議場を見る機会が少ないが議会をやっているようでいい経験になった」などの感想

5) 事業費の条件(要求水準)

旧庁舎を耐震改修等して 20 年間利用した場合を想定

耐震改修費等 19 億 2,800 万円

解体処分費 1 億 3,900 万円

維持管理・運営費 12 億 5,700 万円

合 計 33 億 2,400 万円

⇒この額を下回る金額の提案を求める

年平均 1 億 6,600 万円

6) 事業スキーム

高 浜 市

事業用借地契約

民間事業者

(土地を所有)

⇔

(建物を所有)

←

無償借地(一部有償借地)

賃貸借契約

⇔

→

賃料・維持管理費

- ・基本方針
- ・構想策定
- ・設計への意見
- ・業務の監督

- ・資金調達
- ・基本設計、実施設計
- ・設計業務
- ・建設、工事管理

- ・諸官庁手続
- ・維持管理、運営

7)事業費

- 事業費 当初 30億7,734万円(税別)

8%税込みでは33.2億円であり、募集時上限事業費と同額

- 内訳(税別)

施設整備費(設計費含む)	19億1,020万円
維持管理費(3年毎物価変動反映)	6億6,600万円
運営費(3年毎物価変動反映)	2億3,114万円
光熱水費(※)	2億3,000万円
解体費	4,000万円

※光熱水費は市が直接支払うことに変更契約(平成28年12月)

8)事業費

事業完了後の施設の取り扱い

- 事業契約上、原則更地にして返還
- いきいき広場(分庁舎機能)との利用を含め、行政事務の状況を踏まえて事業者と協議
例えば ・施設を継続して庁舎として使用
・他の機能へ転換

9)市民の利便性

- こども未来部・教育委員会がいきいき広場に配置され、子育てに関する部署が1か所に集まり、相談等しやすい環境になった。
- 転出入の際には、本庁舎での手続きの後、児童手当の手続きや学校に関する相談等を行う場合には、いきいき広場に出向く必要があり不便
- 休憩、市内循環バスの待合スペースなどに、チャレンジスペースが活用できる

10)職員の利便性

- 2階は、執務スペースの間の通路にミーティングスペースを設けたことで、職員同士・市民・業者との打合わせが気軽にできる
- コンパクトな建物のため他部署との距離が近い
- OAフロアを置き敷きタイプとして、レイアウト変更がしやすくなった
- 議会閉会中の議場を有効活用できるようになった
- いきいき広場では、子どもからお年寄りまで、福祉・子育て・教育の観点から、連携しやすい
- 食堂や常設の売店が無く不便

11) 庁舎管理業務

●庁舎の維持管理。運営は、維持管理業者が一括して実施 →

- ・各種契約事務や設備ごとに異なる業者との調整をする必要が無くなり、負担軽減
- ・トラブル等発生時も、建物管理の専門家である維持管理業者に一括して相談可能
- ・業者による建物の定期巡回により、日常の維持管理の品質が向上

●個別の細かい事案については、実際に運用していく中で協議を行うこともある

○愛知県半田市の概要（二日目） 午前 10 時 0 0 分～11 時 30 分

愛知県半田市昭和町 3-8

NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブ会議室

市長：久世 孝宏(くぜ たかひろ)

副市長：山本 卓美(やまもと たかよし)

議長：石川 英之(いしかわ ひでゆき)

副議長：岩田 玲子(いわた れいこ)

議長報酬：547,000 円

副議長報酬：496,000 円

議員報酬：460,000 円

人口：115,321 人（男性 58,440 人、女性 56,881 人）（12/1 現在）

世帯：53,664 世帯

面積：47.42 k m²

議員定数：20 人

財政力指数 0.96 経常収支比率 83.4 公債費負担比率 4.6

（令和 5 年度高浜市財政状況資料集）

※ 昭和 33 年には半田市議会が「原水爆実験禁止並びに核兵器持込み反対核非武装宣言」に関する決議を行い、日本で初めて非核を宣言した市となった。市制 55 周年の節目である平成 5 年には「非核・平和都市宣言」の決議を行った。

1.地勢等

半田市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置している。古くから開運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心都市として反転してきた。半田市の象徴は、「山車」・「蔵」・「赤レンガ」。山車祭りの歴史は古く、300 年余の歴史があり、その伝統や文化を現在に受け継いでいる。春に曳き廻される山車は、精緻を極めた彫刻、華麗な刺繍幕、精巧なからくり人形などが備えられ、その壮観な姿は「はんだびと」の誇りである。なかでも「亀崎潮干祭の山車行事」は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、国の重要無形民俗文化財にも指定されている。また、5 年に一度、各地区の山車 31 輦が勢揃いする「はんだ山車まつり」は 55 万人もの観客が訪れる。

2.半田市のあゆみ

江戸時代、半田は天然の良港「衣ヶ浦」に面し、開運業が発達してきた。その発展に伴い醸造・織物・製塩などの産業が盛んでした。明治初期の現市域は、半田・岩滑・乙川・亀崎・有脇・成岩の 6 村にわかれていたが、明治 9 年、半田・岩滑両村が合併、同 22 年には町村

制が施行され、これを機に同年に半田・亀崎両村、翌23年には成岩村がそれぞれ町制を施行した。その後、亀崎町は、明治39年に乙川・有脇両村を合併した。このころ海に汽船、陸に汽車が登場し、千石船にたよっていた半田・亀崎両港の繁栄はうすれてきたが、半田町は知多郡の政治・経済・文化の中心地、亀崎町は伝統の漁業、成岩町は機業の中心として発展を続け、この3町は知多郡の中心として重きをなしてきた。昭和12年10月1日、半田・亀崎・成岩3町が合併し、県下6番目に「半田市」として発足した。市制施行当時の人口は50,477人であった。

市制施行間もなく、昭和16年12月には第2次世界大戦が勃発し、本市の伝統産業である紡績・醸造などのほとんどは軍需産業に転用された。さらに、昭和19年12月の東南海地震、20年1月の三河地震、同年7月の2度の空襲で大きな被害をこうむった。しかしながら、市民の尊い汗によって市街地が復興され産業も立ち直った。昭和31年1月、知多と三河を結ぶ衣浦大橋が完成、翌32年5月、衣浦港が重要港湾に指定され、当地方の発展の基盤である衣浦港整備計画が軌道に乗った。また、農業はもとより工業・家庭生活にも利用されている愛知用水が36年10月に通水した。この間に2度の大きな災害にみまわれた。昭和28年9月、13号台風で死傷者45人を出し、34年9月、伊勢湾台風では死者292人、全壊流出家屋909戸、被害総額103億4,000万円という空前の被害を受けた。しかし、惨状の中からも市民は力強く立ちあがり、従前に増す発展を遂げた。

知多半島を縦断する知多半島道路は、47年3月に全線開通し、南知多道路(45年3月)と結ばれた。衣浦港では、港の心臓部である中央ふ頭での大型船の公共バースが建設された。貨物輸送をになう衣浦臨海鉄道半田線は50年11月に完成した。さらに西三河との交流一体化を目指して衣浦海底トンネル(限衣浦トンネル)が48年8月に完成した。こうして、衣浦港は名古屋港の副次港として、商港機能を展開してきている。また、平成17年には、西に隣接する常滑市に中部国際セントレアが開港し、同時に、当空港へアクセスするためのセントレアライン(知多横断道路・中部国際空港連絡道路)も整備されるなど、陸・海・空全ての交通アクセスに優れたまちとして発展を遂げている。

○半田市の取り組み内容

☆半田市総合型地域スポーツクラブ

平成6年、半田市長会は半田市小中学校部活動検討委員会を発足させ、学校週5日制実施時の学校部活動の在り方について研究し、平成11年3月に学校週5日制の趣旨を踏まえ、部活動は土日祝日には実施しないことを答申した。半田市はこの答申を踏まえ、平成14年3月、原則部活動は土日祝日には行わず、中学生がスポーツをする場合は地域のスポーツクラブで活動することを内容とする半田市スポーツ振興計画を策定し、全国に先駆けて学校部活の地域移行を実施したが、次のような問題・課題が発生した。

- ・地域指導者の確保が難しく、教員が土日祝日も指導しており実態が変わらない。
- ・会費のみを財源とするスポーツクラブは、教員の謝金の支払いが困難
- ・試合が土日祝日に行われるため、土日祝日に中学校の部活として試合に参加することが多い。
- ・土日祝日の活動にスポーツクラブの会費を払わなければならない、教員、保護者の理解を得るのが困難。

半田市では、これらの課題や原因を整理し、課題解決を図るための方向性を検討し、平成24年4月、中学校部活動について「これまで、原則的に土曜日、日曜日の学校部活動は行わないこととしてきたが、祝日も含め、学校長の判断によって部活動として実施することができる」として運用を改正した。

今後、休日の中学校部活動が段階的に地域移行することが予想されるため、行政・学校・総合型スポーツクラブが連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境整備に努めるとともに、半田市と包括連携協定を締結している日本福祉大学と連携し、永続的な活動のための研究を進めていくとのこと。

☆NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブ

経済産業省「未来の教室」実証事業

総合型地域スポーツクラブから「未来のブカツ」へ

～部活動の地域移行がもたらす「新しい放課後ビジョン」の検討～

「教員の働き方改革」は、中学校の望ましい生活改革につながらねばならない！

ソシオ成岩スポーツクラブは、学校と地域が連携し小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年に設立され、2002年に法人化された。2003年12月、地域の要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備し、管理運営はソシオ成岩スポーツクラブが受託している。成岩中学校の敷地内にあり、学校地域共同利用施設という位置づけどおり、中学校の体育館としての機能と、地域スポーツクラブのクラブハウスとしての機能が一体となっており、学校の施設を地域のクラブが管理し、部活動のサポートも行うという先進的な取り組みを行っている。

ソシオ成岩スポーツクラブでは、幼児から中学校までの14競技を実施しており、アスリートによる質の高いプログラムを行う等多様なニーズに応えている。地域住民の13%にあたる約2,900名の協賛会員が財政基板となっており、53名のボランティアアシスタントが毎

週末子どもたちの活動のサポートに当たっている。

今後は、総合型地域スポーツクラブが事業実施主体となり、地域・学校・行政と連携しつつ、多世代にわたる住民スポーツサービスの充実、発展を図り、学校施設を拠点とするコミュニティスクール・クラブを目指していくこととしている。

1. 目指す地域移行の姿

■中学生の生活改革をもたらす「新しい放課後」という選択肢の提供

「教員の働き方改革は、中学校の望ましい生活改革に繋がらねばならないはず」

○実現したい生活スタイル

- ・学校外の主体が放課後直行できる多様なスポーツ・文化・学習支援活動などを提供するワンストップ事業を展開することで、中学校にとっての「サードプレイス」として「新しい放課後」を創造し、19時過ぎにはゆとりのある家庭生活〔「ファーストプレイス」〕の実現を可能とする魅力ある「クラブライフ」の創出を目指す。

○中学生の現状

- ・現代の中学生は、夕刻まで部活動、帰宅、その後移動しての夜遅くまでの通塾と非常にタイトな生活を強いられており、多くの生徒が夕食や家族との団らんに十分な時間を充てることもままならない。そのため、時間に追われる生活の中で慢性的に疲労感を抱える中学生が多い。

■中学生の「新しい放課後」を実現する「総合型コミュニティ・スクールクラブ」

将来的にゴールとする姿

- ① 放課後及び休日に公立学校施設等を拠点として活用し、地域の小中学生がスポーツ、文化、学習など多様な活動を選択して参加できる環境がある街。
- ② 事業主体として「①の環境を安定的に提供するクラブ」の経営を市民がソシオとして持続的に支える街。

2. 実証課題とそのポイント

■「新しい放課後ビジョン」をめぐる課題

休日の地域移行のその先を展望し「新しい放課後」を創出すべく「放課後プログラム」を試行し、以下の課題を実証した。

1. 放課後プログラムの企画・試行：放課後プログラム(試行)により中学生の生活改革の可能性はあるか。
 - ・ソシオ成岩 SC が、学校施設等を、ワンストップで提供する放課後プログラムの試行
 - ・試行プログラム参加者への質問紙調査やインタビューから、参加中学生の放課後生活スタイルの変化について検証

2. 学校施設開放の法的バリア

- ・地域スポーツクラブなど民間事業者が公立学校施設を利用する際の懸念点や課題について検証する
- ・公立学校の民間開放や運営管理の柔軟化、規制緩和の方策を探る

3. 学校管理下の範囲(責任の所在)

- ・学校が指導する放課後の直帰義務の解消や、生徒主体の時間確保のための対策について検討する
- ・生徒の登下校やその途中の安全管理責任の所在を、現行法令や制度から明確にし、対応方法を検討する

4. 経済格差への対処

- ・「経済格差」による「機会の格差(特に学習機会の格差は深刻)」是正措置を検討する
- ・現行支援策の検証と、地域移行に向けた新たな施策の検討や実現性を検証する

■各ステークホルダーの役割

- ・事業者ソシオ成岩 SC: 関係機関と協議・調整を行い、児童・生徒の放課後時間を最大

限に活用できるよう「学校施設の使用要件の緩和」「生徒の放課後の安全管理責任の明確化(責任の所在)」「生徒の自主性や主体性、選好性が担保されるようなプログラムの提供・管理」「経済格差への対処」など、事業提供者として取り組み「総合型コミュニティ・スクールクラブ」の確立を目指す。

- ・自治体(半田市):

今後の「部活動地域移行」の大筋方針を明確にし、具現化するためのガイドラインを策定して周知を図る。公立学校施設(公共施設)の民間運営管理や利用の柔軟化や条件緩和、プログラム実施にあたっての公的財源の確保や現行予算の移行措置など、本施策が定着、安定運用できるよう、主管庁への上申などを通じ、法令・手続き・事例創出などの整備に務める。

- ・中学校(成岩):

同校としての「部活動」及び「放課後の活動の在り方」について見直しを進める。現在(2022年度)は、校内に検討委員会を設置して検討・協議する。「活動日の縮減」「最終下校時刻の繰り上げ」などを進め、生徒の自主的・自発的な活動を促し、自身でマネジメントできる生徒の育成を目指す。将来的には、土日のみならず平日の活動も含め、地域クラブに移行することを目指す。

・生徒・保護者：

社会や地域、学校の変化に伴い、生徒自身の主体的な選択や行動に基づく、放課後の在り方やその機会創出をめざして適当な受益者負担のもとに合理的に選択する。個々の生徒のライフスタイルの確立や生活時間の確保や運用を、日常の自身や家族との時間の充実を図る。

・民間企業・団体

：「部活動地域移行」について理解・賛同し、地域クラブや中学校、自治体などと連携・協働し、社員の副業や兼業、ボランティア活動などを通じた地域活動を促し、可能な限りの経済支援や施設の供与などを図るとともに、地域クラブの事業展開やコンテンツの提供など積極的な関与をめざす(地元企業による若年層の育成や地域貢献の積極的な推進を図る)。

・その他

：「部活動地域移行」を契機として、生徒のみならず、教育、保護者、学校、行政、企業、地域住民などが、自身の生活や働き方、余暇を見直し、社会教育活動の充実に貢献する。青少年の健全育成に努める保護司会などは社会を明るくする運動が持つ理念に則り「新しい放課後」の意義の啓発や事業への連携を検討する。

3. 実証内容とその成果

「放課後プログラム」の実証事業として、2つのスクール事業を実施した。

保護者の同意を得ることで校長容認のもと岩成中学校から直行での参加を可能とした。

○放課後プログラム実施概要：①トワイライトスクール

開催：2022年12月1日(木)から開講、全107コマ実施

日時：平日(月～金)17:00～17:50、18:00～18:50

定員：各コマ6名程度(先着順)

場所：クラブハウス3階ソシオテラス

教科：英語・数学

教材：(株)城南進学研究者提供問題集

Web学習システム「デキタス」

講師：〔ソシオ岩成常勤スタッフ〕

参加実績：実人数35名(のべ60名/週)

○放課後プログラム実施概要：②スポーツスクール

開催：2023年1月16日(月)から開講、全22回実施

日時：17:00～18:00

【バスケットボール】第2・4火曜日、第1・3木曜日 全6回

【バレーボール】月曜日 全6回

【硬式テニス】火曜日 全10回

定 員：男女各10名程度(先着順)

場 所：クラブハウスメインアリーナ・スカイアリーナ

講 師：〔ソシオ岩成常勤スタッフ〕

・バスケットボール 元WJBL JBA B級コーチ

・バレーボール Vリーグ JSPO バレーボールコーチ1

〔ソシオ岩成常勤スタッフ〕

・硬式テニス 大学テニス部主将

参加実績：実人数17名(バスケ8名、バレー7名、テニス2名)

■トワイライトスクール参加による生活時間の使い方の変化に関するアンケート調査

- ・トワイライトスクール参加生徒20名のスクール参加日と非参加者(ソシオ会員)6名通塾日の16時以降の過ごし方を比較
- ・トワイライトスクール参加生徒は、勉強のピーク時間が相対的に早いため、19時以降の過ごし方にゆとりと多様性がある

○放課後プログラムの企画・試行

- ・学校から直行できるワンストップ型のプログラムの実施により、中学生の生活にゆとりや多様性が生まれる可能性が示された。
- ・ワンストップ型のメリットを最大化するには、最終下校時刻とプログラム開始時間の調整、プログラムで使用する用具の携帯許可など学校・保護者・事業者間での協議、調整が不可欠である。また、責任体制、ガバナンスの確立が必須である。
- ・地域クラブ等の活動内容が、単なる従来の部活動の移し替えでは、中学生の潜在的なニーズには応えられない。

1. 学校施設開放の法的バリア

- ・地域クラブ等中学生の社会的活動を推進するためには、営利団体を含む多様な主体が行政財産である学校施設を活用できるよう規制の緩和と自治体行政のマインドチェンジが必要である。
- ・学校施設の営利事業への使用制限等は教育委員会規則の規定による。営利性の判断の実情は裁量的な面がある。
- ・国には関連法規の解釈に関する通知文の発出など、自治体での規制緩和が促進されるような働きかけが求められる。

2. 学校管理下の範囲(責任の所在)

- ・学校施設で行われた活動でも、校長の管理下にある学校教育活動でなければ、災害共済給付金制度は適用されない。つまり、制度が適用されるかは、活動場所の

問題ではなく、活動主体が問題である。

- ・学校教育活動に接続して地域クラブ等がなされる場合は、明確に線引きをし、自治体・学校・保護者・事業者が共通理解のうえで、責任の所在を明確にし、リスクマネジメントすることが特に重要である。

3. 経済格差への対処(所得格差による機会不均等解消や活動支援策の検討)

- ・地域クラブ等においては、クラブへの社会的信頼の醸成という観点からも共助・共済制度の確立に努めることが肝要。中学生年代対象の子育て支援施策、子どもの社会での学び推進という観点から国レベルの支援策が期待される。
- ・支援策としては、これまでの学校部活動につかわれていた財源(特殊業務手当等)も活用し、事業者に質的向上を促す制度(バウチャー制度など)の整備が求められる。また、コロナ禍の施策により自治体にそのノウハウがある。

○実証事業全体を通して

- ・今年度は、事業の契約締結時期が10月半ばとなり、十分な実証期間が確保できなかった。次年度も実証を継続して、部活動の地域移行がもたらす中学生の生活変化の可能性と、その意義について検証していきたい。
- ・「教員の働き方改革」という観点から地域移行を進める際に、これまでの部活動に準ずる活動を学校外主体がそのまま担うことにとどまるのであれば、生徒の志向には必ずしも沿えないばかりか、数年後には、従来の部活動体制に戻そうとする声が保護者や一部教員からあがることになるのではないかと危惧される。
- ・ソシオ成岩としては、「地域×スポーツクラブ産業研究会」最終報告書の考える、「地域移行の、その先」にある「未来のブカツ」の姿を引き続き追及していきたい。

■目指す姿に向けたロードマップ

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
・事業者	・「新しい放課後」プログラムの試行の拡大		・「総合型コミュニティー・スクールクラブ」としての事業	
ソシオ成岩 SC	・近隣校区への活動協力の検討		展開。	
	・学校施設の民間事業者利用への規制緩和		自治体、学校、企業、学習	
	や、部活移行を見据えた恒久的な経済支援		塾、プロチーム、地域団体な	
	について関係機関に働きかけ。		ど多様なステークホルダー	
			と連携拡大(「放課後プログ	
			ラム」の試行錯誤から本格	
			展開へ)	
			・全国への発信・普及	
			・アドバイザー事業	
・自治体	・部活動地域移行へ向けたガイドライン検討		・中学校体育連盟の改革	
(愛知県・半田市)	・学校施設使用に関する規則等の見直し		始動、中学校総体参加	

- ・地域移行について市民への啓発
- ・への門戸開放(県)
- ・教員への継続的な意識改革研修の実施
- ・半田市新ガイドラインの運用開始(9月)
- ・土曜日、日曜日の部活動休止(9月)
- ・学校
(成岩中)
- ・下校時刻の繰り上げ(17時30分～17時に)
- ・保護者への部活動地域移行についての説明
- ・「放課後プログラム」の推進に係る連携・協力・調整の継続的な実施
- ・協力企業
- ・企業人材の調整・兼業による促進方策研究
- 協力大学
- ・大学との協働によるプログラムやサービスの創造
- 保護司会
- ・保護司会など法務省更生保護関係団体との明るい社会づくりの理念に基づく協働の研究

クラブ設立の経緯	1
ソシオ成岩スポーツクラブの現況	8
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみと事業	16
地域のアセットとしてのクラブハウス	24
クラブハウス経営の基本方針	30
クラブハウスの特徴	33
経験値と可能性	35

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブ設立の経緯

- 1 1994年、成岩地区少年を守る会が「成岩スポーツタウン構想」を提唱。学校週5日制を視野に、学校と地域が連携し、小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年にクラブを設立。
- 2 学校は週末の部活動を休止し、クラブが土日の活動を希望する子どもたちの受け皿となった。
- 3 2002年法人化、2003年12月クラブハウスの完成⇒(当時:管理運営受託)

設立当時のクラブハウス(成岩中学校の空き教室)



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ概要 2025



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブの沿革

「成吉思汗」スタウン(Span Town Naranya)「清江

有が、そのうちには、同様のものでは、それにならぬ。四重の文には、是れといふのが、半信疑の多くを、もたらす。それは、そのうちには、同様のものでは、それにならぬ。四重の文には、是れといふのが、半信疑の多くを、もたらす。それは、そのうちには、同様のものでは、それにならぬ。四重の文には、是れといふのが、半信疑の多くを、もたらす。

[illegible]

反動地帯の勢力が、この運動の発展を阻害するから、私はこれに反対し、革命勢力の統一を主張した。この主張は、この運動の発展に有利である。したがって、私はこの主張を支持した。この主張は、この運動の発展に有利である。したがって、私はこの主張を支持した。

[illegible]

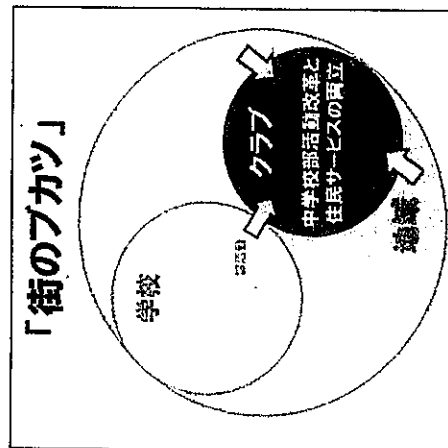
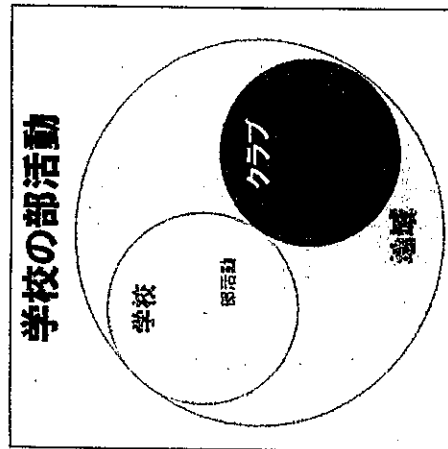
それが、「反戦スポンサー」は思ひである。
なにとぞ、その戦害を世間のうへ、この諸君におづく願ひがあることは、おぼしき。

氏の考へ

世宗憲皇帝

学校の部活動から「街のブガツ」へ

年 月 日	内 容
1994 (H6)	成岩地区少年を招きもる会館において成岩スポーツタウン4ヶ年構想を発表
1995 (H7)	文部省指定「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」に指定される
1996 (H8)	成岩スポーツクラブ設立総会 成岩スポーツクラブ発足記念式典
1997 (H9)	地域の運動により、半田市が成岩中学校体育館改修計画策定
1999 (H10)	リীগと共催でホームタウン会議を開催
1999年 (H11)	NHK「未定派」にて成岩スポーツクラブの取組が全国放送される 法務省指定「子どもいまき」ネットワーク事業「バレット」事業に指定される
2001年 (H13)	社会体育促進団体として文部科学大臣表彰を受ける
2002年 (H14)	成岩地区学校・地域共同利用施設建設工事着工 法人認定「NPO法人シンジョ成岩スポーツクラブ」誕生 「NPO法人シンジョ成岩スポーツクラブ」登記
2002年 (H14)	7月 12月17日 12月24日
2003年 (H15)	半田市総合型体育スポーツクラブハウス条例制定 成岩地区総合型地域スポーツクラブハウスの竣工と同時に管理運営の委託契約
2005年 (H17)	シンジョシステム各クラブの基盤として確立した「シンジョ・キヤバカルの創生へ」
2005年 (H17)	6月 12月15日



「地域の子どもたちを地域ぐるみで育てる！」
コミュニティスクール・スポーツクラブ

- ミッション 「子どもたちを育む豊かな街づくり」
- 財政規模 10,002万円(2024年度決算)
 - 協賛会費収入等 2,571万円
 - 事業収入 6,108万円
 - 前期繰越金(期首準備資金) 1,322万円
- 正会員 10名
- 役員 理事4名(非常勤) 監事1名
- ソシオ 2,747名(内小中学生36パーセント)
- 常勤職員 4名(アスリートのセカンドキャリア含む)
- パート/アルバイト 12名
- 契約スタッフ 25名(スポーツ指導者)
- ボランティア 60名(クラブの資格規定により管理)
- 基盤エリア 半田市成岩中学校区(人口約21,000人)

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの現在

①多世代・多項目・多志向

- ・幼児から中学生までの12競技、一貫した活動の場合
- ・ボランティアのほか、トップアスリートによる質の高い指導
- ・高齢者の健康づくり、小中学生のキャリア教育、世代を超えた居場所

②住民の参画

- ・60人のボランティアが毎週末、子どもたちの活動をサポート
- ・地域住民の13パーセントにあたる2,747人が協賛会員(ソシオ)ソシオが持ち寄る協賛会費(年間約2,500万円)の支え
- ・クラブで育った子どもたちが協賛者として帰ってくるという好循環を形成

③事業体としての自主経営

- ・2024年度実績 財政規模10,002万円
- ・常勤職員4名、パート等12名雇用

「街のブカツ」

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

30年前の話 来る「学校週5日制」の導入 ⇒学校のスリム化 ⇒開かれた学校づくり

ソシオ成岩スポーツクラブの取組
～生涯スポーツ環境としての「街のブカツ」へ～

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

「学校の働き方改革」

⇒休日の運動部活動の段階的な地域移行
(令和5年度から7年度目途に改革推進期間)
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

そもそも、教育課程外である部活動の位置付けは、
学校教育なのか？

■社会教育法(社会教育の定義)
第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、
学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる
組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

■(現行)学習指導要領総則
「……特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われている部活動については、スポー
ツや文化、科学等に關しませ、(中略)、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる
よう留意すること。」

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴①

ソシオ(協賛会員)が支えるクラブ運営

地域住民の13%にあたる2,747名のソシオ(協賛会員)が持ち寄る協賛会費が財政基盤

60名のボランティアアシスタント

全ての子どもたちの活動機会を保障する制度

恵まれない家庭へのクラブ扶助制度(2024年度(R6)20世帯)
(要保護・準要保護家庭に対する会費の全額扶助)

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

10

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴②

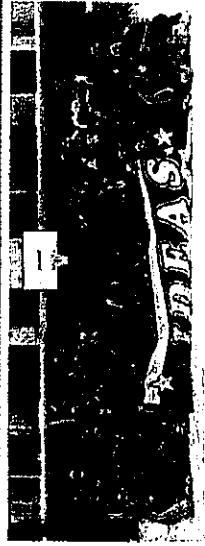
小中学生の多様なニーズに応える取組

中学校部活動にない種目も実施

・陸上、硬式テニス、チアリーディング、ホッケー

アスリートによる質の高いプログラムの実施

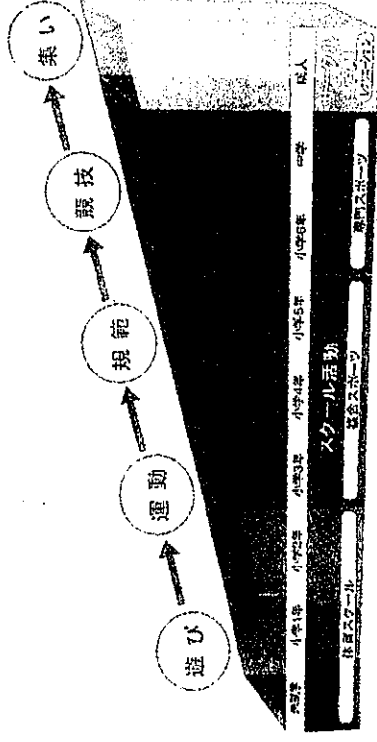
・バスケットボール、バレーボール、硬式テニス、
ホッケー、サッカー等



non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴③

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現



クラブで育った子どもたちが大人となり、
ソシオとして戻ってくるという循環が生まれつつある。

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴④

地域課題の解決を目的として子育て支援や 子どもたちのキャリア教育に関する取組

教育・子育て支援

- ・キャリアアスクール
- ・キャリアサポートセンター
- ・サマースクール等
- ・体育スクール etc

クラブの

社会的価値の向上



non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

「総合型クラブ」の概念 ークラブの輪郭を描くー

【Key words】

共益性 ↔ 公益性

会員(会費) ↔ 参加者(参加費)

営利 ↔ 非営利(Non Profit Organization)

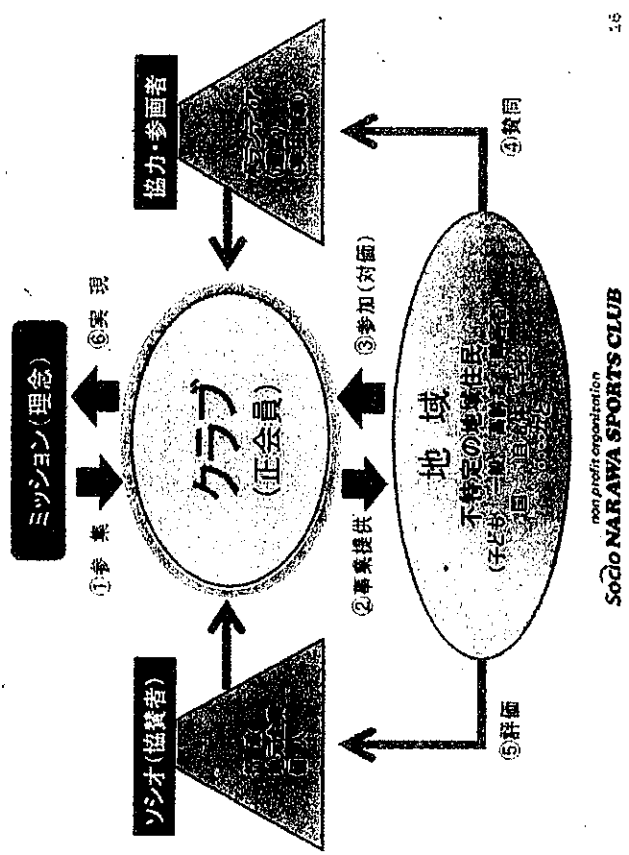
「総合型地域スポーツクラブ」とは

- ①多世代・多種目・多志向
- ②住民の参画
- ③事業体としての自主経営

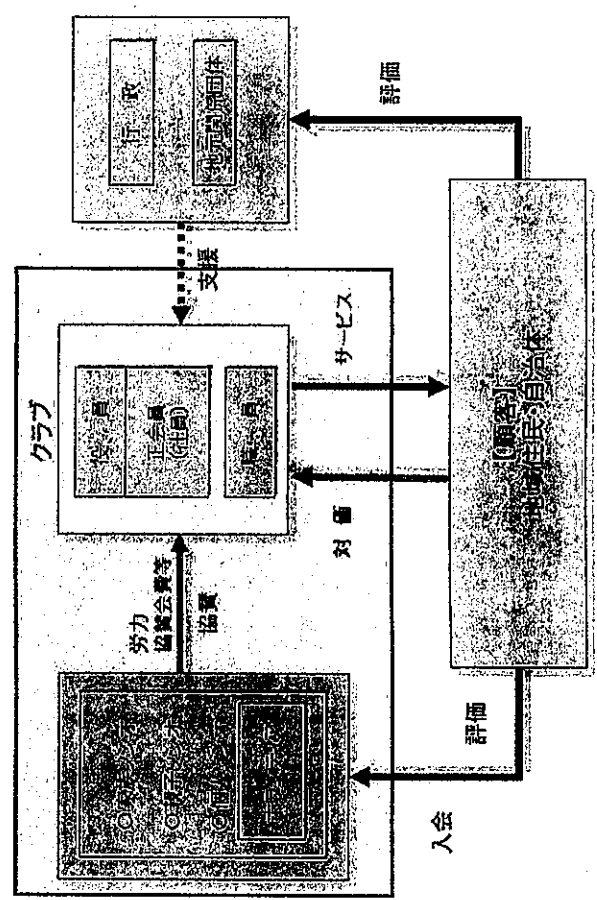


いわゆる、同好者の共益的な「クラブ」ではなく、事業を営(構成員外)に開く、公益的な事業体である。

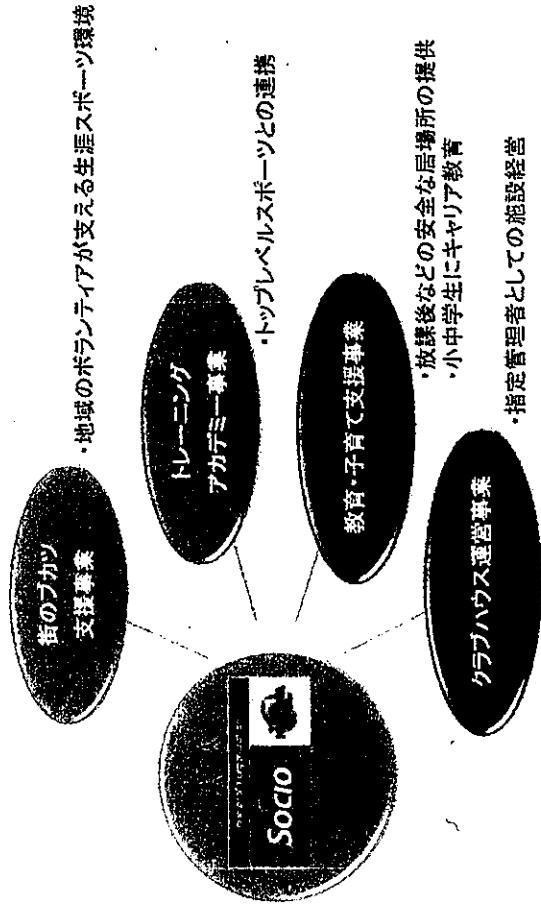
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



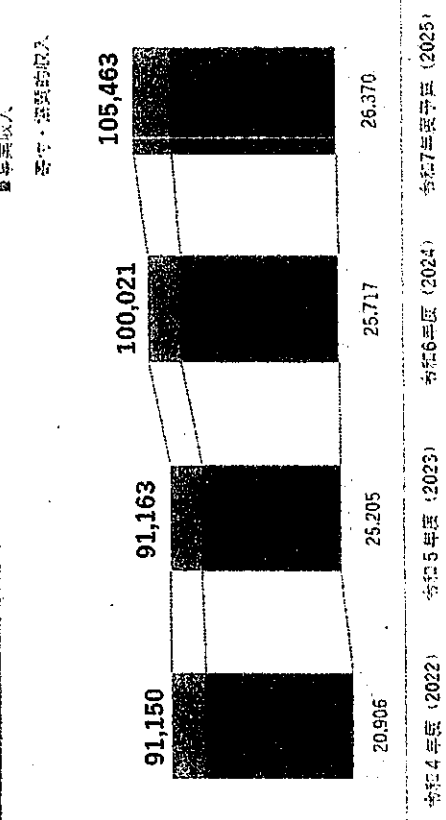
ソシオ成岩スポーツクラブの事業



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

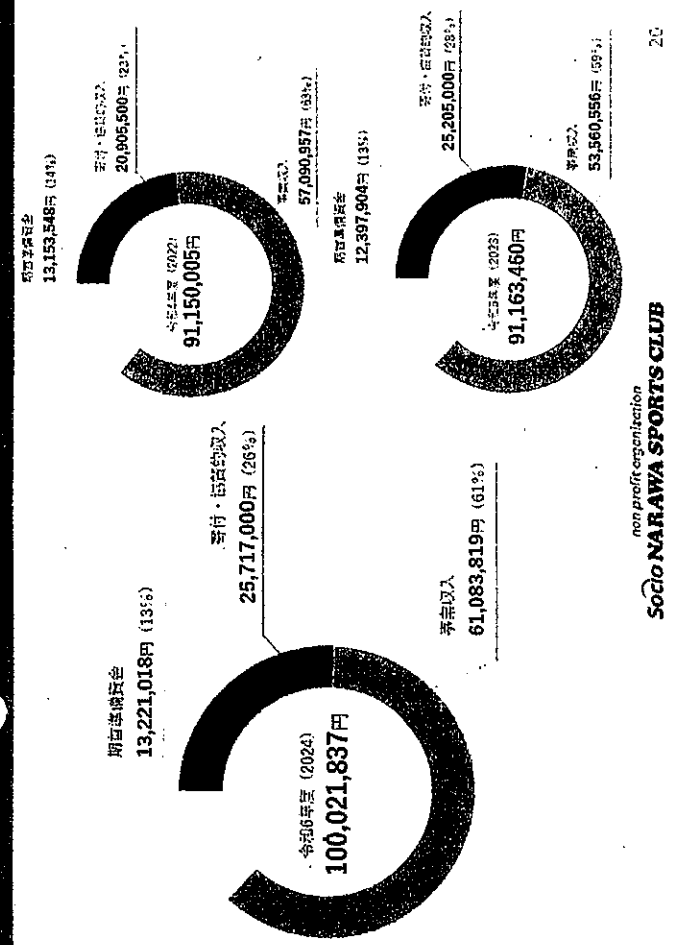
年度収入規模の推移

年度収入推移 (単位:千円)



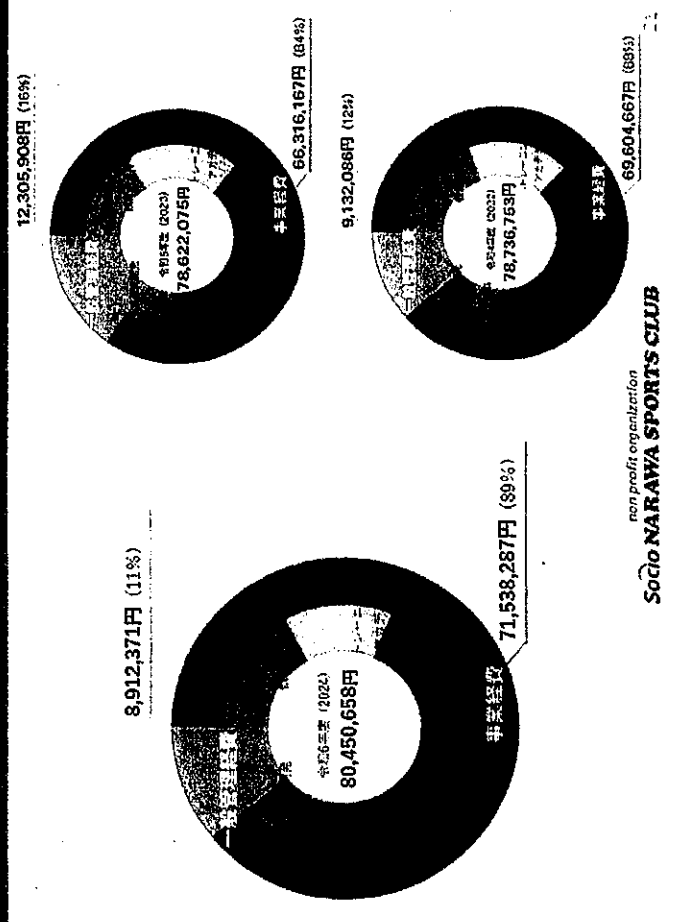
non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

決算ハイライト(収入)



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

決算ハイライト(支出)

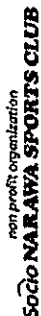
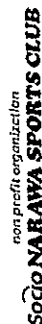


non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ協賛会員年代別構成について



年度別ノシ才会員數

[illegible]

「成金屋ホーザンター（原告）」の建設にあたっては、地権の代表者および行政当局、建設担当者からなる建設検討委員会を設置し、定期開会に併せて地権の声を反映させていくものとする。

2. 「成金又ホーザンター（假作）」は、新思から発給者までそれぞれの一ニズに
 応じず利用できざるやうに、次にあげた模倣を行した特許にしていただきたい。

(2) 以下のコンセンサトに基づくクラブハウス（空想以て補充荷）

・アジアの中心には置けられていないこと

• 717 •

商船は、其の往復のたのめりて

・臨内からの過敏性を確認す

3. フライットボット

・「マイカル」への活用

- ・500m以上の広さを確保する
- ・500m以上の広さを確保する

大ニテハ、其西留、留置ノ語意ハ、

成島ニホーツセンター（仮称）建設地元準備委員会
成島中学校区代PTA会長連絡会

成昌中学校PTA
成昌中学校PTA
成昌小学校PTA

雷池小学校PTA
成岩第4区・増加区・西政岩区
成岩第3区・西宮区

成岩公民館・情報公民館・西成岩公民館
成岩地区民生委員協議会
成岩地区保健児童協議会

45414445

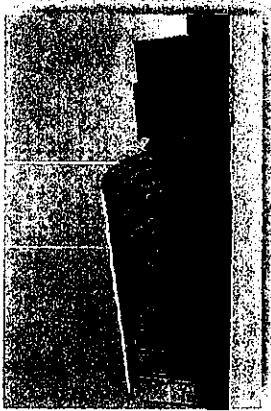
23 5
4 5

クラブハウス建設の経緯

- 1 クラブ設立を機にして地域からの要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備

半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウス

(2003年12月竣工)



クラブが指定管理者

住民サービスの向上

施設利用者 147,312人(2024年度実績)

non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

16

クラブハウス内部



メインアリーナ(半地下)



スタジオ(半地下)



スカイアリーナ(屋上)

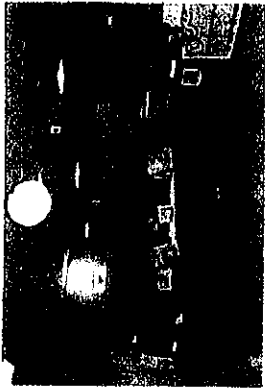


non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

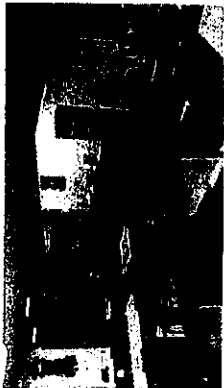
17

利用時間 9:00~21:30

(年末年始を除く)



◆チェックインデスク



◆カフェスペース



◆和室



◆ロッカールーム

non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

18

利用時間 9:00~21:30

(年末年始を除く)



◆ラウンジ



◆会議室



◆バス・ジャグジー

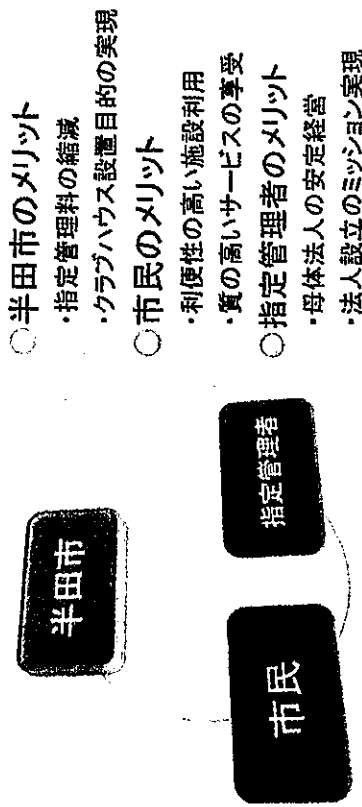
non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

19

クラブハウス経営の基本方針

・利用料金制の趣旨

「三方よし」の実現



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

30

クラブハウス経営の基本方針

・クラブハウス設置目的の達成 社会体育施設の運用方法の転換！



付加価値の高い住民サービスの提供が可能
 ☆年齢や性別等を問わないスポーツプログラムの実施☆
 ☆コミュニティスペースとしての活用☆
 ☆利用料金制度の効果的な運用☆

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

31



NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ

〒475-0922 愛知県半田市昭和町3-8

Tel 0569-26-7771 Fax 0569-26-7773

E-mail: narawa@themis.ocn.ne.jp



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	<table border="0"><tr><td>☐調査研究費</td><td>☐研修費</td><td>☐広報費</td><td>☒広聴費</td></tr><tr><td>☐要請・陳情活動費</td><td>☐会議費</td><td>☐資料作成費</td><td>☐資料購入費</td></tr></table>	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☒ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☒ 広聴費						
☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費						
備 考 (按分率等)	燃料費：133,700 円×30%=40,110 円								
領収書別紙のとおり									

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

95 95 領 収 書
会社コード SSコード 区分 得意先コード 担当者
127490 201490 1 138453 0 (2 1-15)
07/03/25

お客様住所

お客様名

中村 正義

様

但し

取扱者印



取扱者印なきものは無効です。

有限会社 森田石油

阿左美

群馬県みどり市笠懸町阿左美

1452-4

御請求額 8514 円

領収金額 8514 円

御入金内訳	現金	
	小切手	
	振込(当座)	振込(普通)
	手形	相殺・その他
	調 整	
	合 計	

上記の金額正に領収致しました。

領収日

7年4月22日 領収

93 93 領 収 書
会社コード SSコード 区分 得意先コード 担当者
127490 201490 1 138453 0 (2 1-15)
07/05/25

お客様住所

お客様名

中村 正義

様

但し

取扱者印



取扱者印なきものは無効です。

有限会社 森田石油

阿左美 S

群馬県みどり市笠懸町阿左美

1452-4

御請求額 20883 円

領収金額 20883 円

御入金内訳	現金	
	小切手	
	振込(当座)	振込(普通)
	手形	相殺・その他
	調 整	
	合 計	

上記の金額正に領収致しました。

領収日

7年6月8日 領収

90 90

領 収 書

会社コード SSコード 区分 得意先コード 担当者 (2 1-15)
 127490 201490 138453 0 07/09/25

お客様住所

お客様名

御請求額

2 8 0 5 7 円

領収金額

28057 円

御入金内訳

現金

小切手

振込(当座)

振込(普通)

手形

相殺・その他

調 整

合 計

上記の金額正に領収致しました。

領収日

7 年 9 月 27 日 領収

但し

取扱者印



取扱者印なきものは無効です。

-----収入印紙-----

有限会社

阿左美 S

群馬県みどり市笠懸町阿左美

1452-4

88 88

領 収 書

会社コード SSコード 区分 得意先コード 担当者 (2 1-15)
 127490 201490 138453 0 07/12/25

お客様住所

お客様名

御請求額

2 8 1 6 0 円

領収金額

28160 円

御入金内訳

現金

小切手

振込(当座)

振込(普通)

手形

相殺・その他

調 整

合 計

上記の金額正に領収致しました。

領収日

7 年 12 月 23 日 領収

但し

取扱者印

取扱者印なきものは無効です。

-----収入印紙-----

有限会社 森田石油

阿左美 SS

群馬県みどり市笠懸町阿左美

1452-4

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	<table border="0"><tr><td>☐調査研究費</td><td>☐研修費</td><td>☐広報費</td><td>☐広聴費</td></tr><tr><td>☐要請・陳情活動費</td><td>☐会議費</td><td>☐資料作成費</td><td>☒資料購入費</td></tr></table>	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費						
☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費						
備 考 (按分率等)	図書・資料購入代 50,000 円								
領収書別紙のとおり									

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

領 收 証

中村 正義

様

金額 ￥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年04月28日

收入

紙 印

42-11-17

†

田中葵

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
ご指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

002881#

2025年 4月 4日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

【お問合せ先】 第一法規株式会社 お客様窓口 TEL 0120-203-695 FAX 0120-202-973 (受付時間 平日 9:00~17:30) <https://www.daiichihoki.co.jp/>

証 收 領

中村 正義

様

金額

¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年05月28日

收入

紙 印

山2-11-17

社

田中

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。

さて、ご契約いただいております商品のご
利用料金につきまして下記の明細のとおり、
ご指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

002708#

2025年 5月 7日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

【お問合せ先】 第一法規株式会社 お客様窓口 TEL 0120-203-695 FAX 0120-202-973 (受付時間 平日 9:00~17:30) <https://www.daiichihoki.co.jp/>

領 収 証

中村 正義 様

金額 ¥5,000 円

収 入
印 紙

ただし
議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年06月30日

青山2-11-17
会社
長 田

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
ご指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社
登録番号：T7010401017486

振替日	2025年6月30日
振替額	¥5,000
お振替口座	金融機関 口座番号 ご名義
業務委託先	りそな決済サービス
お客様番号	
請求書番号	

002785#

2025年 6月 5日 発行

取引日付	商品名	明細	金額	備考
2025/06/01	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	2025年06月分	762	
2025/06/01	自治体議員 活動総覧 ～地域政策事典～	2025年06月分	762	
2025/06/01	自治体議員 活動総覧 ～議員活動質疑応答集～	2025年06月分	762	
2025/06/01	自治体議員 活動総覧 ～議員実践ハンドブック～	2025年06月分	459	
2025/06/01	自治体議員 活動総覧 ～式辞・あいさつ事例集～	2025年06月分	605	
2025/06/01	議員NAVI Plus	2025年06月分	1,650	
	(10%対象) 合計		5,000	
	(10%対象) 消費税		455	
	預り金		0	
	差引請求額		5,000	

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

領 収 証

中村 正義

様

金額

¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年07月28日

收入

紙 印

10

東京

第一

代表

1-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

002748#

2025年 7月 4日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

振替日		2025年7月28日
振替額		¥5,000
お振替口座	金融機関	
	口座番号	
	ご名義	
業務委託先		りそな決済サービス
お客様番号		
請求書番号		

領 收 証

中村 正義

様

金額

¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年08月28日

收入

紙 印

東京第一代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。

さて、ご契約いただいております商品のご
利用料金につきまして下記の明細のとおり、
ご指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

002762#

2025年 8月 6日 発行

振替日		2025年8月28日	
振替額		¥5,000	
お振替口座	金融機関		
	口座番号		
	ご名義	カムラマシヨ	
業務委託先		りそな決済サービス	
お客様番号			
請求書番号			

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

領 収 証

中村 正義

様

金額

¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年09月29日

收入

紙 印

東京第一代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
〆指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社
登録番号：T7010401017486

002990#

2025年 9月 4日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

振替日		2025年9月29日
振替額		¥5,000
お振替口座	金融機関	
	□座番号	
	ご名義	カムフラッシュ
業務委託先	りそな決済サービス	
お客様番号		
請求書番号		

領 収 証

中村 正義

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

収 入

印 紙

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年10月28日

〒1

東京

第一

代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
指定の口座から振替させていただきます。

第一法規株式会社
登録番号：T7010401017486

振替日	2025年10月28日
振替額	¥5,000
お振替口座	金融機関
口座番号	
ご名義	カムフラマシ
業務委託先	りそな決済サービス
お客様番号	
請求書番号	

002902#

2025年 10月 6日 発行

取引日付	商品名	明細	金額	備考
2025/10/01	議員NAVI Plus	2025年10月分	1,650	
2025/10/01	自治体議員 活動総覧 ~議員発言事例集~	2025年10月分	762	
2025/10/01	自治体議員 活動総覧 ~議員実践ハンドブック~	2025年10月分	459	
2025/10/01	自治体議員 活動総覧 ~地域政策事典~	2025年10月分	762	
2025/10/01	自治体議員 活動総覧 ~議員活動質疑応答集~	2025年10月分	762	
2025/10/01	自治体議員 活動総覧 ~式辞・あいさつ事例集~	2025年10月分	605	
	(10%対象) 合計		5,000	
	(10%対象) 消費税		455	
	預り金		0	
	差引請求額		5,000	

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

領 収 証

中村 正義

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

収 入
印 紙

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年11月28日

〒1
東京
第一
代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。
さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社
登録番号：T7010401017486

振替日	2025年11月28日
振替額	¥5,000
お振替口座	金融機関
口座番号	
ご名義	カラムサシ
業務委託先	りそな決済サービス
お客様番号	
請求書番号	

002870#

2025年 11月 7日 発行

取引日付	商品名	明細	金額	備考
2025/11/01	自治体議員 活動総覧 ～式辞・あいさつ事例集～	2025年11月分	605	
2025/11/01	自治体議員 活動総覧 ～議員活動質疑応答集～	2025年11月分	762	
2025/11/01	議員NAVI Plus	2025年11月分	1,650	
2025/11/01	自治体議員 活動総覧 ～地域政策事典～	2025年11月分	762	
2025/11/01	自治体議員 活動総覧 ～議員実践ハンドブック～	2025年11月分	459	
2025/11/01	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	2025年11月分	762	
	(10%対象) 合計		5,000	
	(10%対象) 消費税		455	
	預り金		0	
	差引請求額		5,000	

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

領 収 証

中村 正義

様

金額 ￥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年12月29日

收入

紙 印

東京第一代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。

さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
ご指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

002958#

2025年 12月 4日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

振替日		2025年12月29日
振替額		¥5,000
お振替口座	金融機関	
	口座番号	
	ご名義	カハラマツシ
業務委託先		りそな決済サービス
お客様番号		
請求書番号		

領 収 証

中村 正義

様

金額

¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2026年01月28日

收入

紙 印

710

東京

第一

代表

11-17

中英弥

口座振替のご案内

いつもお引き立てをいただき、ありがとうございます。

さて、ご契約いただいております商品のご
利用代金につきまして下記の明細のとおり、
指定の口座から振替えさせていただきます。

第一法規株式会社

登録番号：T7010401017486

003073#

2026年 1月 8日 発行

[illegible]

この金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

【お問い合わせ先】 第一法規株式会社 お客様窓口 TEL 0120-203-695 FAX 0120-202-973 (受付時間 平日 9:00~17:30) <https://www.daiichihoki.co.jp/>